

# 海外社会保障情報

---

No. 79

---

June 1987



社会保障研究所

## E C 社会保障法における男女平等原則

——理事会命令の概要と構成国(イギリス)の  
社会保障制度への影響——

竹 中 康 之

(日本学術振興会特別研究員)

### はじめに

法の下における男女平等の実現は、わが国における近年の状況からも分かるように、各国の法制改革の中心的テーマの一つとなっている。社会保障法の分野も、例外ではない。第二次大戦後に確立された新しい法分野である社会保障法においても、女性は男性(夫)の扶養家族として位置付けられてきており<sup>1)</sup>、これが男女平等の実現への大きな障害となってきたからである。特に、女性の雇用への進出が一般的になるに従い、社会保障における男女間の不平等がもたらす問題性はますます大きくなりつつあると言えよう。

E C (ヨーロッパ共同体… European Community) においては、社会保障における男女平等取り扱いを構成国に要求する理事会命令 (Council Directive… 以下 E C 命令という) が、1978年12月に制定され、6年という長期の猶予期間を置いて、1984年12月から発効している。この E C 命令は、後述するように、かなりの適用除外規定や例外規定を置いており、内容的には、必ずしも革新的と言えるものではない。にもか

かわらず、本命令は、構成国の社会保障制度に大きなインパクトを与える可能性を有している。その理由は、次の二点に要約される。

第一に、構成国の法制度に対して、E C 法という超国家的法規そのものが、非常に大きな影響力を持っていることである。E C 法には、その実効性を担保するために、通常の国際法とは異なる効力が与えられている。例えば、命令を含む E C 法に構成国が違反することは、構成国の基本条約 (1957年 E E C 条約) 違反となり、E C 委員会による E C 裁判所 (European Court of Justice<sup>2)</sup>) への提訴の根拠となる。したがって、社会保障における男女平等に関しても、構成国は、E C に留まるかぎり、E C 命令違反の法規を放置することは許されず、必ず命令に法規が整合するように適切な措置を採らなければならない。

第二に、本命令が、社会保障における直接的な男女差別だけではなく、間接的差別 (indirect discrimination) をも禁止していることである。この間接的差別の禁止によって、文言上は直接的に男女を差別していない性的中立規定であっても、他の性に

比べ一つの性に対して事実上不利な効果を持つ社会保障関連の法規定は、EC命令に違反すると判断される余地が生じてくる。

本稿では、EC命令の内容を概観するとともに、イギリスでの制度改革と若干の法解釈上の問題を紹介することによって構成国の社会保障制度へEC命令が与えるインパクトを例証していきたい。わが国では、社会保障における男女平等についての議論は、理念的なレベルでも、また、法技術的なレベルでもいまだ未成熟な段階にある。したがって、社会保障における男女平等に関するECレベルの試みは、わが国での議論にとっても、有益な示唆を与えてくれるものと思われる。なお、男女差別の問題には、男性に対する差別の問題も含まれ、社会保障法の領域においても、遺族給付に関する男性差別というような深刻な問題があるが、本稿では、紙幅の制約上、男性差別の問題は割愛する。

## 1. EC命令の概要

まず、EC命令、すなわち「社会保障における男女平等原則の漸進的確立に関する79/7理事会命令<sup>3)</sup>（以下79/7命令と略す）」の内容を概観してみよう。

### (1) 基本原則

79/7命令は、社会保障の分野における男女平等(equal treatment)原則の漸進的確立をその目的とする(第1条)。ここで言う男女平等原則とは、直接的かまたは間接的かにかかわらず性別、とりわけ婚姻

上もしくは家庭内での地位(marital or family status)に関連した理由に基づくいかなる差別も存在してはならないことを意味する(第4条第1項)。特に、制度の適用範囲および加入要件、拠出要件、配偶者およびその他の扶養家族のための加給を含む給付の計算および受給権の保有要件に関する男女差別が禁止される(同)。本命令における平等原則の最大の特色は、男女間の直接的差別だけではなく、間接的差別も禁止されていることである。この間接的差別の禁止によって、性的中立規定であっても、事実上、男性に比べ女性に対して不利な効果を持つ社会保障関連の法規定は、79/7命令違反と判断される余地が生じる。

更に、本命令によれば、社会保障における男女平等は、母性に基づく女性保護に関する法規定を損なうものであってはならない(第5条)。EC構成国は、男女平等原則に反するすべての国内の法規定、行政立法が撤廃されるのに必要とされる措置を講じる義務を負い(第5条)、また、男女平等原則に反して権利を侵害されたと思慮する者のために行政的および司法的な救済手続きを整備しなければならない(第6条)。

以上のように、79/7命令は、社会保障における男女平等の実現に向けて、かなり進歩的な一般原則を掲げている。しかし、本命令は、同時に、この一般原則に対する重要な例外規定を置いている。すなわち、構成国は、退職および老齢年金の受給年齢、老齢年金に関して児童を養育している者に与えられる利益、扶養家族である妻(dependent wife)のための長期給付における加給

等については、本命令の平等原則の適用を免れることができる（第7条）。これは、社会保障における女性に対する優遇措置に関する例外規定であると指摘されている<sup>4)</sup>。

## (2) 人的適用対象

79/7命令は、勤労者階層（Working Population）に適用される。この勤労者階層には、被用者だけでなく、次のような者も含まれる。①自営業者。②疾病、災害、あるいは自己の意思に基づかない失業（involuntary unemployment）によって、その職業活動の中断を強いられた者。③求職者。④老齢もしくは障害のために隠退した元被用者および元自営業者（第2条）。

## (3) 制度的適用対象

79/7命令は、疾病、障害、老齢、労働災害および職業病、失業の各種生活事故に対する保護（protection）を供与する法制度（statutory scheme）に適用される（第3条第1項）。社会扶助（Social Assistance）は原則として、本命令の対象外であるが、本命令の対象となる上記の諸制度を補足または代替する場合に限り、本命令の適用を受ける（同）。

本命令は、遺族給付および家族給付に関する法規定には適用されない（第3条第2項）。この適用除外の根拠としては、遺族給付および家族給付に関しては通常女性には男性に対するよりも有利な取り扱いが与えられていることが指摘されている<sup>5)</sup>。だが、この二つの給付に関して、常に女性に対して男性に対するよりも有利な取り扱い

が与えられているとは限らない。例えば、児童手当に関しては、母親が受給権者とされている場合が多いが、父親を受給権者としている国（ECでは、フランス、イタリア、西ドイツ、アイルランド）もかなり存在する。したがって、この適用除外規定には、女性に対する権利保護という観点からも問題があると言えよう。

企業年金等の職域別制度（occupational scheme）は、本命令の対象外である。ただ、本命令によれば、職域別制度における男女平等原則の確立のために、将来別個のECレベルの法的措置が採択されると規定されている（第3条第3項）<sup>6)</sup>。

## (4) EC命令の効力

EC構成国は、79/7命令の構成国への通告から6年間の期限（1984年12月22日）内に本命令によって課せられた義務を履行するための立法および行政措置を採らなければならない（第8条）。

EC命令は、達成すべき結果について、すべての構成国を拘束するが、その方式および手段の選択は構成国の機関に任されている（EEC条約第189条）。義務履行の方式および手段の選択に関して構成国に自由裁量が認められているという意味において、EC命令は、ソフトなECレベルの立法措置と言える。しかし、構成国が、EC命令に違反する国内の法制度を放置したり、新たに設けることは、基本条約（EEC条約）上の義務違反に該当し、義務違反を理由とするEC委員会によるEC裁判所への提訴の根拠となる（EEC条約第169条）。

EC裁判所が構成国の義務違反を認定した場合には、構成国は判決の履行に要する措置を採らなければならない（同171条）。

## 2. イギリスにおける法的対応

79/7 命令は、1984年12月22日から発効した。だが、本命令の発効以前、特に79年、および翌80年には、本命令に対応するためのなんらかの法的措置を講じたEC構成国が多い<sup>7)</sup>。ここでは、80年以降の79/7 命令に対するイギリスの法的対応を概観してみたい。イギリスでは、戦後の社会保障制度の基礎を築いたペバリッジ報告が、男性（扶養者）—女性（被扶養者）という家族関係を前提とし、社会保障に対するニーズにおける男女間の差異を当然のものとして捉えていた<sup>8)</sup>。ペバリッジ報告を反映して、イギリスの社会保障制度では、男性に認められている独立した法的人格が女性に対して否定されることが少なくなかった。したがって、構成国の社会保障制度に対して79/7 命令が与えるインパクトを例証していくためにも、イギリスの社会保障制度は、格好な考察対象になると思われる。

イギリスでは、1980年社会保障法（Social Security Act）が79/7 命令との関連で重要な一連の法改正を含んでいる<sup>9)</sup>。また、その後、80年法を補足ないしは変更するために個別的行われた法改正もある。改正の主要な点としては、拠出制給付における扶養家族（子供および配偶者）のための加給（increases）に関する法改正と無拠出制給付の受給要件に関する法改正を挙げる

ことができる。

まず、拠出制給付における扶養家族のための加給については、80年法による法改正前では、既婚女性は、男性に対して課せられている通常の受給要件を満たすだけではならず、他に配偶者が肉体的あるいは精神的な障害のために自活不能（incapable of self-support）である場合のみに受給資格が与えられた<sup>10)</sup>。さらに、退職年金に関しては、女性に対して支給される配偶者加給という制度自体が存在しなかった。加給に関するこのような女性差別は、イギリス社会保障法においては、男性（扶養者）—女性（被扶養者）という関係が不可逆的な関係として捉えられていたことを如実に語るものであろう。しかし、加給に関する女性差別は、80年法、84年保健社会保障法（Health and Social Security Act）、85年社会保障法の三つの法律によって漸次撤廃されていった。まず、80年法は、夫の自活不能という差別的受給要件を廃止した<sup>11)</sup>。次に、退職年金においても、女性に対して支給される配偶者加給の制度が、84年保健社会保障法によって新設された<sup>12)</sup>。85年法は、加給に関するその他の女性差別、特に配偶者の所得額による加給制限に関する女性差別を是正する措置を導入した<sup>13)</sup>。以上の一連の措置によって、扶養家族のための加給に関しては、女性は、男性とほぼ同一の法的地位に置かれることになった。

無拠出制給付の受給要件に関する法改正としては、補足給付（Supplementary Benefit）と無拠出障害者年金（Non contributory Invalidity Pension）に関する改正を

挙げることができる。

第一に、補足給付は、周知のように、十分な収入源を持たない失業者および退職者に支給される社会扶助である。社会扶助ではあるが、補足給付は、退職（老齢）年金および失業給付を代替ないしは補足する制度として、79/7命令の適用対象となる<sup>14)</sup>。この補足給付は、世帯単位で支給されるが、66年および76年の補足給付法<sup>15)</sup>によれば、既婚女性は、本給付を自己の名で申請できず、夫の申請に基づき給付額が算定されるのに際し世帯の構成員として考慮されるにすぎなかった。また、資産調査においては、妻の資産は、もっぱら夫（受給申請者）に属するものとして、夫の資産に合算された。これに対し、80年法によって、補足給付に関しては、原則として既婚女性が受給申請者となるための直接的な法的障害は取り除かれた<sup>16)</sup>。ただ、男女間の不平等の是正が企図されたにもかかわらず、世帯単位原則がなお維持されたために、受給申請者を決定するための施行規則（Regulation）<sup>17)</sup>が非常に複雑なものとなった。また、施行規則に定められた基準に当該夫婦が該当しない場合は、受給申請者は、夫婦間の合意による指名、合意による指名がない場合は、社会保障省相の裁定によって決定されることになった。

第二に、無拋出障害者年金は、拋出制の障害年金を受給できない障害者のために1975年社会保障給付法（Social Security Benefits Act）によって導入された無拋出制給付である<sup>18)</sup>。拋出制の障害年金を受給できないこと、および障害による196日以

上の労働不能が通常受給要件とされていた。だが、既婚女性に関しては、この日常受給要件が充足されるだけではならず、更に、家事遂行不能であることが要求されていた。本給付を受給するためには、既婚女性は、労働不能であることを立証するだけでなく、施行規則が定める基準にしたがって、日常の家事遂行義務（normal household duties）を履行できないことを立証しなければならなかった。この差別的受給要件の根底には、既婚女性は、労働不能となっても、家事遂行能力があるかぎり、社会保障によるのではなく、夫によって扶養されるべきだという考えが横たわっていたのではないかと思われる。この男女間の不平等を是正するために、無拋出障害者年金は、84年保健社会保障法によって廃止され、替わって、重度障害者手当（Severe disable allowance）が新設された<sup>19)</sup>。この新制度においては、①拋出制の障害年金を受給できないこと、②196日以上にわたって労働不能の状態が継続していること、③20歳までに労働不能になったこと、の三要件が手当の通常受給要件とされている。更に、④20歳以降に労働不能になった者に関しては、労災認定基準に基づき80%以上の重度の身体的もしくは精神的機能障害があること、が付加的受給要件とされている。重度障害者手当となつてからは、家事遂行不能という既婚女性に対する差別的受給要件を定める規定は、③および④の要件を定める性的中立規定によってかわれたことになる。

以上がイギリスでの79/7命令関連の法

改正の主要な点である。現在、イギリスでは、保守党政府による社会保障制度の改革が進められており<sup>20)</sup>、その一部は、すでに成立した86年社会保障法に組み込まれた。しかし、今回の改革では、社会保障における男女平等は、大きな問題としては取り上げられていない。80年以降の法改正により、79/7命令によって課せられた義務は一応履行されており、新制度も基本的にこれらの改正点を引き継ぐというのが、政府の見解なのであろう。だが、80年以降の法改正により、イギリスに対して79/7命令が課した義務が完全に履行されたとは思えない。まず、第一に、明らかに女性を差別する社会保障関連の法規定がなお放置されているのではないかという問題がある。すなわち、社会保障に関する直接的な女性差別の問題も完全には解決されていないように思われる。第二に、80年以降の法改正は、もっぱら女性に対する直接的差別のみを対象にしたものであり、79/7命令の禁止するもう一つの差別類型、すなわち、間接的差別は全く考慮されていないという問題の指摘がある<sup>21)</sup>。次にこれらのイギリス社会保障法と79/7命令の抵触問題について考えてみよう。

### 3. イギリス社会保障法とE C命令の抵触問題

#### (1) 直接的差別

E C裁判所は、1986年6月24日、Drake事件<sup>22)</sup>において、79/7命令について、初めての法的判断を下した。本件はイギリス

の障害者看護手当 (Invalid Care Allowance) に関する事例である。障害者看護手当は、重度障害者の親族で、障害者の看護者に支給される無拠出制給付である。だが、既婚女性は、本給付を受給できないという規定が75年社会保障法にあり<sup>23)</sup>、79/7命令の発効後も改正されずに残されていた。この規定によれば、障害者の看護は、本来は既婚女性が無報酬で行うべき家事労働の一つであると捉えられていたようである。本件では、この規定の79/7命令違反が問われたのである。

本件においては、既婚女性に対して障害者看護手当を支給しないとする規定が女性を直接的に差別していることは、明らかであった。ただ、障害者本人にではなく、その看護者に支給される障害者看護手当が79/7命令の適用対象になるか否かという法解釈上の問題が生じた。イギリス当局によれば、障害者本人にではなく、その看護者に給付を支給する制度は、79/7命令第3条第1項のいう“障害という生活事故に対して保護を供与する法制度”ではなく、本命令の適用を受けない法制度であるとされた。

これに対して、E C裁判所は、障害者本人にではなく、その看護者に給付を支給するという事実は、当該制度が79/7命令第3条第1項のいう“障害という生活事故に対して保護を供与する法制度”に該当することを妨げるものではないと判示した<sup>24)</sup>。その根拠として、E C裁判所は、以下のようなことを述べている。すなわち、障害という生活事故に対して保護を供与するに際し、構成国は、様々な方法を選択すること

ができる。たとえば、ある構成国（例、イギリス）では、障害という生活事故に対して、二つの手当を準備している。一つは、障害者自身に支給される手当であり、他の一つは、障害者の看護者に支給される手当である。しかし、他の構成国では、上記の構成国が二つの手当によって達成している効果は、障害者に対する一つの手当によって達成されている。前者の構成国で看護者に支給される手当に相当する金額は、後者の構成国においては、障害者本人に支給される手当に含まれている。したがって、79/7 命令が目的とする男女平等原則の確立のためには、障害者本人にではなく、その看護者に給付を支給する制度も第3条第1項のいう“障害という生活事故に対して保護を供与する法制度”に含まれると解するのが相当である。

EC 裁判所は、以上のような判断を前提として、既婚女性に対して障害者看護手当を支給しないとする規定が79/7 命令違反であると断じている。このように、本件は、EC 裁判所が構成国の79/7 命令違反を初めて宣言した事例として大きな意義を持つものである。

内容的に言えば、本件判示は、79/7 命令に内在する解釈の余地の大きさを改めて認識させるものであった。79/7 命令は、その対象とする EC 構成国の社会保障制度の多様性を反映して、抽象的な文言を用いている場合が少なくない。とりわけ、本件でも問題になった第3条第1項は、本命令の適用対象となる制度を、“疾病、障害、老齢、労災および職業病、失業の各種生活

事故に対して保護を供与する法制度”という文言で表している。この規定では、“障害給付 (Invalidity Benefit)”等の個々の給付内容をかなり明確に限定してしまう表現は意図的に用いられていない。したがって、“障害という生活事故に対して保護を供与する法制度”に障害者看護手当の制度が含まれるとした本件判示は、法文上も無理な解釈を示したものではないと言えよう。しかも、EC 裁判所は、79/7 命令の適用という結論を引き出すために、構成国の社会保障制度の制度目的をも検討している。このような制度目的をも考慮に入れる EC 裁判所の法解釈は、規定の抽象性とも相俟って、79/7 命令の構成国の社会保障制度へのインパクトを強めていく一つの要因となりうる可能性を持つものと言えるのではなからうか。

## (2) 間接的差別

79/7 命令第4条第1項は、「直接的か間接的かにかかわらず性別、とりわけ婚姻上もしくは家庭内での地位に関連した理由に基づくいかなる差別も存在してはならない」と規定している。この規定は、社会保障における男女間の直接的差別だけでなく、間接的差別をも禁止したものと解される。したがって、文言上は直接的に男女を差別していない社会保障関連の性的中立規定であっても、79/7 命令違反と判断される余地が生じる。ここで問題となるのが、間接的差別の具体的な成立要件である。79/7 命令自身は、間接的差別の具体的な成立要件については全く触れていないからであ



る。ただ、男女間の雇用差別に関するEC裁判所判例<sup>26)</sup>を参考にして、①当該中立規定が男性に比べて女性に対して事実上不利な効果を持つこと、②当該規定を積極的に正当化する根拠が存在しないこと、の二つの要件が充足されれば79/7命令が禁止する間接的差別が存在するという見解が提示されている<sup>26)</sup>。79/7命令が禁止する間接的差別について、未だEC裁判所の公式な判断が示されていない現時点では、他の差別問題に関する判例を考慮に入れた上記のような見解も一定の説得力を有しているように思われる。そこで、以下では、具体的なイギリスの制度（重度障害者手当）との関連において、①②の要件が充足され、間接的差別が成立する余地があるか否かを見てみよう。

イギリスでは、拋出制の障害年金を受給できない障害者のために、無拋出障害年金が、75年社会保障給付法によって導入された。この無拋出障害年金に関しては、既婚女性は、男性と同じ受給要件を充足するだけではならず、家事遂行不能であることを立証しなければならなかった。だが、すでに前章で見たように、男女間の不平等を是正するために、無拋出障害者年金は、84年保健社会保障法によって廃止され、重度障害者手当が新設された。重度障害者手当の制度に切り替わって、家事遂行不能状態の立証を既婚女性に対して要求する規定は削除された。そして、①拋出制の障害年金を受給できないこと、②20歳までに労働不能になったこと、③20歳以降に労働不能になった者に関しては、労災認定基準に基づき80

%以上の重度の身体的もしくは精神的機能障害があること、が新制度における一般的な受給要件として規定された<sup>27)</sup>。この新規定は、性別に関係なく、年齢および障害の程度という二つの要素の組み合わせを受給資格認定の基準とするものであり、性的中立規定と言えよう。

しかし、この性的中立規定も、女性を間接的に差別し、79/7命令の平等原則に違反すると判断される余地がある<sup>28)</sup>。まず、本規定の定める年齢要件が、事実上男性に比べ女性に対し不利な効果を持っていることをその第一の理由として指摘できよう。なぜなら、20歳以降で障害者になる者（いわゆる中途障害者）の中で、拋出制の障害年金の受給要件を充足できない者には、男性よりも女性が圧倒的に多いからである。女性には、出産、育児、病人看護等のために一旦職業活動を中断し、育児や看護を終えてから職業活動を再開する者が多い。職業活動を再開して間もなく労働不能に陥った女性（このような女性は、79/7命令の適用を受ける）は、拋出不足のために障害年金の受給要件も充足できず、しかも、年齢要件のために、80%以上の重度の機能障害がある場合を省き、重度障害者手当を受給することもできない。とりわけ、拋出制給付を受給できない障害者の救済という無拋出制障害給付本来の制度目的を考慮すれば、20歳代に出産や乳幼児の保育が集中する女性にとっては上記②の年齢要件は、見過ごしにできない不利な効果を有していると言えよう。

年齢要件を定める規定が、間接的差別の

禁止に違反するという第二の理由は、年齢要件を積極的に正当化し得る根拠が存在しないことである。女性差別との関連で、年齢要件を正当化しようとする主張では、20歳以降で中途障害者となった女性が拋出制の障害年金の受給要件を充足できないのは女性自身の自己選択の結果であるとする主張が最有力のようである。この主張によれば、無拋出制の障害給付が、生来障害者や労働年齢前に障害者になった者等のように、拋出による受給要件の充足のチャンスを初めから奪われた者を主たる対象としていることが重視される。この主張によれば、20歳以降で中途障害者となり、拋出不足のために障害給付を受給できない女性は、受給要件充足のチャンスがあったのにもかかわらず、職業活動の中断を選択することによりこのチャンスを自ら放棄した者であるとされ、無拋出制の障害給付に関しては劣等位に置かれてしまう。しかし、女性の自己選択という観念にあまり大きな比重を置くことは適切ではないと思われる。現在においても、社会制度の不備のために、育児や病人看護等のために一定期間家事に誰かが専従しなければならない必要性を完全に否定することはできない。しかも、育児や病人看護等は、圧倒的に女性の負担において処理されている傾向がある。したがって、職業活動の中断を女性の全く自由な選択の結果として捉えることは、一種の擬制であり、無拋出制障害給付に関して女性に対して事実上不利な効果を持つ要件を正当化する根拠とはなり得ない。

結局、重度障害者手当の年齢要件が維持

されている最大の理由は、給付総額の抑制にあると思われる。83年当時のある試算によると、新給付の受給要件を充足し得る人々は、14万5千人であったのに対し、年齢要件によって排除される既婚女性は、29万人であったとされる<sup>29)</sup>。しかし、財源の問題は、給付額決定の一つの要素とはなり得ても、男性に比べ女性に対して事実上不利な効果を持つ法規定を正当化する根拠とはなり得ない。

以上のようなことを総合してみれば、重度障害者手当の受給要件に関しても、79/7命令違反、特に女性に対する間接的差別の禁止に違反すると判断される余地が大きいと思われる。今後は、EC裁判所が、実際の法的紛争に際して、以上で指摘したような事柄をどの程度まで認定していくかが大いに注目されるところである。

## おわりに

社会保障における男女平等に関するEC命令、すなわち、79/7命令には、かなり多くの適用除外規定（例 社会扶助、遺族および家族給付）や例外規定（例 老齢年金の受給年齢）が置かれている。これらの除外規定や例外規定は、EC法による社会保障制度のドラスチックな変革を恐れた構成国の思惑を反映したものといえる。にもかかわらず、79/7命令は、イギリスの例からも明らかなように、限定的ではあるが構成国の社会保障制度を確実に変えてきたし、また、今後もかなりのインパクトを与えていく可能性を内包している。本稿で検

討したことを要約すれば、EC法という超国家的法規自体が持つ構成国への影響力の大きさ、そして、命令が規定する平等原則の独自性（とりわけ、間接的差別の禁止）がこのインパクトを強めつつある要因だと言える。また、EC法の有権的解釈者としてのEC裁判所の存在も無視できないように思われる。すでに見たように、EC裁判所は、Drake事件において、79/7命令の立法目的や構成国における社会保障制度の制度目的を重視する法解釈を示している。今後も、EC裁判所がこのような法解釈を採り続けていけば、79/7命令は、その除外規定や例外規定の存在にもかかわらず、構成国の社会保障制度へのインパクトをかなり強めていくものと思われる。

ECは、第一次的には、経済統合体であり、また、将来的には政治統合をも含めたより高度な国家統合を指向する超国家的組織である。したがって、このような特殊事情を背景とするECにおいて展開されてきた男女平等法理を直截的にわが国の具体的問題との関係で参考とすることには、少し抵抗が感じられる。また、79/7命令の平等原則の内容には、法概念としてわが国には馴染みにくいものが含まれている。とりわけ、間接的差別という概念は、わが国では、個別的紛争において何らかの法的効果を引き出すための法概念とはなりにくいものだと思われる。しかし、少なくとも、男女平等原則確立のための現行法制度の再検討にとっては、間接的差別禁止の原則は、わが国でも有益な示唆となり得るのではなからうか。わが国では、憲法第14条の影響

もあって、社会保障法の分野では、男女を直接的に差別している規定は比較的少ない。しかし、わが国では、EC諸国におけるよりも、さらに男女間の役割分担の社会的意識が強く残っている。したがって、この社会的意識が事実上女性差別の効果を持つ法規定の存続を許容してしまいう可能性がわが国では強い。社会保障法においては、私的扶養との関連が強い法分野だけに、この可能性がいっそう強いのではなからうか。ただ、個々の社会保障関連法規の持つ女性に対する事実上の差別効果については、殆ど実証的な検討が加えられていないのが現状である。この意味において、今後、EC裁判所の法解釈等によって、間接的差別禁止の原則にいかなる内容が盛り込まれていくか、等を考察することは、わが国における男女平等原則確立のための現行法制度の再検討にとっても有益であると思われる。EC裁判所判例等における今後の動向に注目したい。

## 注

- 1) Cf. P. Laroque, 'Women's Right and Widows' Pension', *International Labour Review* (1972) pp. 1-6.
- 2) ECを単純に国家にたとえれば、理事会が立法府、委員会が行政府、そして、EC裁判所が司法府に相当する。EC裁判所は、EC法の最終的な有権的解釈者であり、その判例は、EC法の重要な法源の一つとなっている。EC裁判所の判断が、理事会を動かし、法改正に踏み切らせることも少なくない。
- 3) *Official Journal of the European Communities* (1979) L6/24.
- 4) P. Watson, 'Equal Treatment between Men and women', *4 European Law Review* (1979) p.200.

- 5) S. Atkins, 'EEC Directive on Equal Treatment in Social Security Benefits', *Journal of Social Welfare Law* (1978~1979) p. 248.
- 6) 理事会は、1986年6月、Occupational Social Security Schemesにおける男女平等原則の確立に関する86/378命令 {O. J. (1986) L225/41} を採択した。この86/378命令は、内容的には79/7命令に非常に近い。なお、わが国では、Occupational Social Security Schemeという概念自体が明確ではない。86/378命令によれば、その対象となるOccupational Social Security Schemesとは、企業別あるいは企業群別に、または経済活動分野 (area of economic activity) 別あるいは職業分野 (occupational sector) 別に制定され、社会保障制度 (statutory scheme) 上の諸給付を代替あるいは補足する給付を被用者あるいは自営業に対して支給することを目的とする制度を意味するとされている (Dir. 86/378. Art. 2)。
- 7) イギリス以外のEC構成国における79/7命令に対する初期の法的対応については、Cf. Commission of the EC, Interim Report on the Application of Directive 79/7 EEC of 19 December 1978 on the Progressive Implementation of the Principle of Equal Treatment for Men and Women in Matters of Social Security {1984, COM(83)final} Annex 1.
- 8) Cf. W. Beveridge, *SOCIAL INSURANCE AND ALLIED SERVICES* 1942, Para. 108
- 9) Cf. L. Luckhaus, 'Social Security: The Equal Treatment Reforms', *J.S.W.L.* (1983) p. 325.
- 10) *Social Security Act 1975*, ss. 41(6), 44(3)(a), 47(1)(a), 65(4), 66(1)(b).
- 11) *SSA. 1980*, Schedule 1, para. 1. 2. 3.
- 12) *Health and Social Security Act, 1984* s. 12.  
なお、本法は、短期給付における子供のための加給制度を実質的に廃止してしまった。*HSSA. 1984* s. 13, Schedule 5, para. 3.
- 13) *SSA 1985*, s. 13.
- 14) S. Atkins, *op. cit.*, p. 247. なお、世帯所得補足 (Family Income Supplement) は、低所得者世帯の児童の貧困に対処するための無拠出制給付であり、家族給付の一種に分類される。したがって、世帯所得補足は、79/7命令の適用対象とはならない (Dir. 79/7, Art. 3)。しかし、80年法は、世帯補足給付に関しても、補足給付とパラレルな措置を講じている。*Family Income Supplement Act 1970*, s. 1 (1) amended by the *SSA. 1980*, S. 7 (1).
- 15) *Supplementary Benefits Act 1966*, Schedule 2 para. 3. *SBA. 1976*, Schedule 1 para. 3 (1)
- 16) *SSA. 1980*, Schedule 2, para. 30. (1)(b).
- 17) *Supplementary Benefit (Requirements) Regulation* (S.I. 1980 No. 1299), *Supplementary Benefit (Equal Treatment) Regulation* (S.I. 1983 No. 1004.)
- 18) *Social Security Benefits Act 1975*, s. 6. 後に、75年社会保障法に編入 *SSA. 1975*, s. 36.
- 19) *HSSA. 1984*, s. 11.
- 20) *Reform of Social Security*, Green Paper Cmnd. 9517-9520 June 1985 and White Paper Cmnd. 9691 December 1985.
- 21) L. Luckhaus 'Severe Disable Allowance: The Old Dressed up as New', *J.S.W.L.* (1986) p. 155
- 22) *Drake v. Chief Adjudication officer Case 150/85*, (1986) 3 *Common Market Law Reports* p. 43.
- 23) *SSA 1975*, S. 37(3)(a)(i). この規定は、本判決が出た翌月に成立した86年社会保障法によって削除された。*SSA 1986* s. 37(1)
- 24) (1986) 3 *C.M.L.R.* p. 54
- 25) *Jenkins 事件 (Case 96/80. (1981) European Court Reports* p. 911). 本件は、同一労働に従事するパートタイムの女性労働者とフルタイムの男性労働者との間の時間給に関する差がEEC条約第119条の規定する男女同一労働同一賃金の原則に違反するかどうか争われた事例である。本件で、EC裁判所は、使用側に女性差別の意図がないかぎり、また、賃金格差を正当化する実質的根拠のあるかぎり、パートタイマーとフルタイム労働者との間の時間給の差は、女性に対する間接的差別にも該当しないと判示した。
- 26) L. Luckhaus, *op. cit.*, pp. 160~162. 立法者の差別意図は、雇用の分野とは異なり、社会保障法の分野では、事実上の差別効果 (effect discrimination) に代替されうると指摘されている。 *Ibid.*, p. 162.
- 27) *HSSA 1984*, s. 11. (2)(b), (5)
- 28) L. Luckhaus, *op. cit.*, pp. 163~168.
- 29) *Ibid.*, p. 164.

# 福祉維持のための攻撃

—スウェーデンの財政再建行政改革の動き—

川崎 一彦

(ジェットロ・ストックホルム事務所)

## 目 次

### I スウェーデンの福祉を可能にした財政基盤とその限界

- 1 福祉の糧＝産業
- 2 企業優遇税制

### II 公共セクターの膨脹と問題点

- 1 公共セクターの膨脹
- 2 問題点

### III 財政事情の悪化と財政再建の必要性

- 1 財政再建行政改革の理念
- 2 産業界の回復の影響
- 3 財政再建の目標と具体的施策
- 4 社民党の財政再建財政改革の理念
- 5 財政事情の改善

### IV 行政改革の手法

- 1 民営化
- 2 自由自治体（フリーコミューン）
- 3 規制緩和
- 4 サービス精神向上
- 5 その他の公共部門効率化策等

### V 保育園・医療分野での具体例

- 1 保育園
- 2 医療

### VI 福祉維持のための戦略

—フェルト大蔵大臣とのインタビュー—

## 要約

世界最高水準の福祉の「糧」であるスウェーデンの産業は、石油危機以降未曾有の危機を経験した。しかし、最近その回復ぶりが目覚ましい。<sup>1)</sup>

昨年夏米国のビジネスウィーク誌は「十年前には欧州の病人の中でも最も病んでいたスウェーデンがいかにして欧州産業界の『発電所』になったか」と題する特集記事を組んで注目された。

GDP（国内総生産）の6割、就業人口の4割を占める巨大な公共部門もこれに負けてはいない。産業界に遅れずとばかり、財政行政改革の動きが活発だ。社会保険庁のシャーマン長官によれば、「行政改革、効率化、サービス」が合言葉である。

公共セクター見直しの動きは、1976年の総選挙で、それまで44年間政権を担当した社会民主党に代わって誕生した保守中道政権によって顕在化された。当初は福祉公共部門は「聖域」として防禦に懸命であった社民党も、82年に政権復帰後は84年の党大会で行革プログラムを採択し、聖域防禦のための攻撃に転じた。福祉社会の「建設」の時代は終わり、今やその維持の時代に入ったのだ。しかし民営化には反対などその手法は野党とは異なる。社民党はあくまで普遍的福祉と選択の自由の両立を目指す。だがパルメ前首相の没後は、社民党の民営化に対するイデオロギー的な反対のトーンは弱まっているようだ。かくしてスウェーデンにも行革の波が怒涛のように押し寄せている。

本稿の狙いは、70年代後半以降のスウェー

デンにおける、①財政再建、行政改革の理念と目標、②民営化・自由自治体・規制緩和・サービス精神の向上など行革の手法、③医療・保育園の分野における具体例を紹介し、そして④フェルト大蔵大臣とのインタビューによって今後の方向を探る点にある。

## I 福祉を可能にした財政基盤とその限界

### 1 福祉の糧＝産業

スウェーデンを世界最高水準の福祉社会に築き上げてきた社会民主党は、「福祉の糧は産業」との確信に基づき、きわめて企業優遇、とくに大企業優遇政策を取ってきた。強い産業基盤により個人の高所得高負担を可能にし、福祉の財政基盤とするとの考え方だ。

企業優遇税制、緩い独禁法などにより、小国ながらボルボ・サーブ（輸送用機器）、アセア（重電、ロボット）、エリクソン（通信機）、SKF（ベアリング）、エレクトロラックス（家電）など機械産業を中心に世界企業を生んだ。機械産業の国内雇用者総数は約45万人であるが、スウェーデン企業の海外子会社従業員総数は33万人にも達する。86年のスウェーデン企業の国内投資額は約300億クローナに対して対外直接投資額は353億クローナで、史上初めて対外投資が国内投資を上回るほどの勢いである。

## 2 企業優遇税制

### (1) 85年の実効税率は15%

表1は従業員50人以上の非金融企業3,800社の利益処分及び税の集計である。名目上の法人税率は52%である。しかし85年は利益処分及び税引き前利益（経営利益に近い）504億クローナに対して、法人税65億クローナ、利益分配税（従業員基金の主な財源）が14億クローナで合計しても15.3%の実効税率であった。この実効税率は企業収益が戦後でも最高水準で推移している83年以降殆ど変わらず、長期的にみても70年代以降せいぜい15~20%である。中央統計局が実施したスウェーデン企業の海外子会社の実効税率調査では（78~85年）、30~40%の結果が出ており、スウェーデンの法人税の実効税率が低いことが裏付けられている。従業員基金に対しては、「社会主義への道」と産業界は猛烈な反対運動をしたが、実際に85年に利益分配税を支払った企業は6社に1社のみである。

このように世界でもユニークなほどスウェーデンの法人税の実効税率が低いからくりは、①寛大な減価償却制度、②棚卸資産準備金、投資準備金などの非課税の準備金制度、そのほか、にある。

### (2) 減価償却

機械類の減価償却は残存簿価の30%の定率又は取得価格の20%の定額、あるいはその組み合わせにより、5年以内に全額償却が可能である。

耐用年数3年以内の機械については初年

表1 金融業を除く企業の利益及び利益処分

（単位 億クローナ）

	1984	1985
利益処分及び税引前利益	519	504
グループ企業間補助	-6	-32
棚卸資産準備金計上額	3	-22
投資準備金計上額	-206	-89
企業革新準備金計上額	-	-37
減価償却費	-69	-34
その他の利益処分	-7	-9
税引前利益	234	281
法人税	-67	-65
利益分配税	-5	-14
純利益	162	202

資料：中央統計局プレスリリース1986：186

度に全額償却が認められる。

### (3) 棚卸資産準備金

棚卸資産についてはまず陳腐化引当金として5%、次いで先入れ先出し法による取得原価か市場価格の低いほうの50%（83年までは60%）までを評価減し、棚卸資産準備金として非課税で留保できる。

大量の在庫を持たない企業についても、年間賃金給与総額の20%を利益調整準備金として控除する方法が認められている。ただしその場合には在庫の評価減は35%以内にとどめられる。

### (4) 投資準備金

利益の50%まで非課税で投資準備金に積立てが可能である。ただし現在その75%は中央銀行の無利子の口座に強制預託させられる。政府の許可を得て投資準備金から取り崩しができるが、その場合には投資額から取り崩し額が相殺され、減価償却の対象

とはならない。しかし取り崩し額の10～20%は特別投資控除が認められる。

### (5) その他

欠損が出た場合には日本の倍の10年先迄の間に利益からの控除が可能である。

又グループ内企業からの受取配当は無税などグループ企業間の利益移転に対する税制も寛大だ。

### (6) 生産要素税

以上のようにスウェーデンの企業税制は、資本に対しては世界でもおそらく稀なほどの優遇システムをとっている。社民党政権は生産要素の中で労働に対する課税が重過ぎるとの判断から、例えば棚卸資産評価減額率の引き下げなど資本に対する税率を高め、長期的には生産要素税も検討しているが、その動きはいまのところ遅々としたものである。

## II 公共セクターの膨脹と問題点

### 1 公共セクターの膨脹

表2 公共支出の対GDP比

(単位 %)							
1959	1969	1974	1980	1982	1984	1986	1987
31.1	42.2	49.6	62.3	67.4	64.4	63.5	62.5

資料：Statens Finanser 1982, Konjunktur läget Hösten 1986

表3 公務員の数と総就業人口に占める比率

	1960	1970	1975	1980	1985
公務員(万人)	38	40	125	152	164
就業人口総数中の比重(%)	10	10	34	39	41

資料：中央統計局

福祉制度の拡大と共にスウェーデンにおける公共部門は60～70年代に爆発的に膨脹した。公共支出の対GDP比は1959年の31.1%からピークの82年には67.4%にも達した。

公共部門の拡大には金がかかる。前述のように実効法人税率は低く、個人の高負担には限界があることから、政府は60年代以降は間接税の拡大に依存せざるをえなくなる。

1960年に導入された売上税は69年に付加価値税に切り換えられ、その後表4のように引き上げられてきた。同じ69年に導入された雇用者負担の社会保険料(支払給与額に比例して一定の比率で課税される)も70年代に爆発的に増大する。

表6から明らかなように、国の租税収入中の直間比率は50年代末には6:4であったが、現在は3:7に逆転している。一般会計に計上される雇用者負担社会保険料も間接税の一種とみなすと直間比率は2.5:7.5にもなる。



表4 売上税, 付加価値税率の変化

売上税			
1960年	1月	1日～	4.17 %
1962年	1月	1日～	6.38
1965年	7月	1日～	10.01
1967年	3月	1日～	11.11
付加価値税			
1969年	1月	1日～	11.11
1971年	1月	1日～	17.65
1974年	4月	1日～	13.64
1974年	9月	15日～	17.65
1977年	6月	1日～	20.63
1980年	9月	8日～	23.46
1981年	11月	16日～	21.51
1983年	1月	1日～	23.46

表6 国家予算歳入の直間比率の推移

(単位:百万クローナ)  
( )内は直間比率%

年度	直接税	間接税	歳入総額
1913	62 (32)	135 (68)	197
1920	488 (863)	287 (37)	775
1930	226 (38)	372 (62)	598
1940	799 (50)	798 (50)	1597
1945	1408 (48)	1555 (52)	2963
1950	2754 (55)	2288 (45)	5042
1955	5212 (57)	3864 (43)	9076
1957	6345 (59)	4389 (41)	10734
1962	9026 (49)	9402 (51)	19869
1967	13438 (45)	16124 (55)	32101
1972	19053 (40)	28882 (60)	52647
1975	33922 (40)	49961 (60)	82453
1980	38007 (35)	69441 (65)	147408
1982	41650 (32)	88560 (68)	181410
1984	55800 (31)	124300 (69)	247400
1986	70000 (32)	150600 (68)	303000
1987	68300 (30)	158600 (70)	316200

資料: スウェーデン大蔵省および中央統計局

表5 雇用者負担社会保険料の推移 (支払賃金に対する課徴率%)

	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
付加年金	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.75	11	11.75	11.75
国民健康保険	1.5	1.5	1.5	2.6	2.6	2.6	2.9	2.9	3.12	3.22	4.22	7.42	8	8	9.6
労働災害保険	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.35	0.35	0.35	0.35	0.25	0.25	0.35
一般雇用者税							2	2	2	4	4	4	4	4	2.0
賃金保障									----	----	----	----	0.02	0.02	0.12
失業保険													0.4	0.4	0.4
国民年金											3.3	4.2	6.2	8.3	8.3
部分年金													0.125	0.25	0.25
成人教育													0.15	0.15	0.25
労働市場教育													0.4	0.4	0.4
労働環境改善													0.13	0.13	
保育施設														1.0	1.3
合計	8.8	9.3	9.8	11.4	11.9	12.4	14.2	15.7	15.97	18.07	22.37	26.72	30.68	34.65	32.0

2 問題点

公共部門の拡大は直接間接に多くの問題を生んだ。

そのひとつは産業の国際競争力の低下である。個人の高負担の限界から、「残業・昇給は意味が無い」と労働意欲の減退をもたらした。スウェーデン機械産業における年間実働時間は1520時間（85年）で欧州でも群を抜いて少ない。又雇用者負担の社会保険料の急増は企業の労働コストを引き上げた。50～60年代には70%程度で推移していた労働分配率が収益性の低下から70年代後半には85%に上昇した。

他方は公共部門自体の効率の低下と官僚主義の増加である。

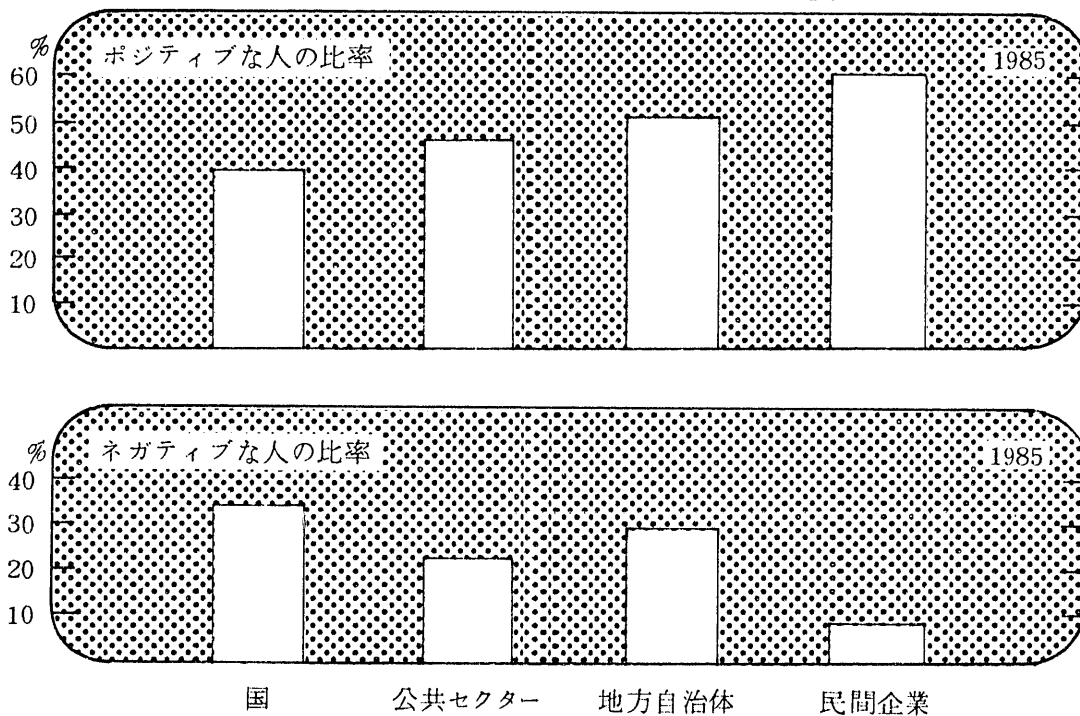
大蔵省公共経済研究員会（ESO）のレポートによれば、公共医療の生産は60～70

年代に年平均3%減少し<sup>4)</sup>、保育・老人・身障者生活扶助などの福祉サービス分野では70年代中に年1.6%生産性が落ちたと結論している。<sup>5)</sup>

換言すれば70年代に医療部門ではコストが45%、就業者数は65%、労働時間数は40%増加したが、生産（患者数、入院日数等）は2%しか増えなかったのである。<sup>6)</sup>

スウェーデン政府が実施した公共社会サービスのコストの北欧における国際比較によれば、1980年にはスウェーデンの保育園（一人一時間当り）、ホームヘルパー（一時間当り）、刑務所（一日当たり）、警察（住民一人当り）、職業安定所（求職者一人当り）は他の北欧諸国の倍程度以上のコストがかかり、義務教育は30%、医療もデンマーク、ノルウェー、フィンランドよりも高いことが明らかになった。調査対象と

図1 公共セクター及び民間へのスウェーデン人の態度（1985年）



資料：SIPU

なったサービスの中でスウェーデンのコストが4カ国中最高でなかったものは、老人ホーム（デンマークが最高）、保育ママ及び道路補修管理（ノルウェー）のみであった。<sup>7)</sup>

83年時点の調査ではスウェーデンと他国の差は5%ポイントほど縮小しているものの大勢に変化はない。<sup>8)</sup>

国立人事開発研究所（SIPU）の調査によれば、一般国民の公共セクターに対する態度は依然民間と比べるとネガティブで、好ましいと考える人の比率が少ない。

### III 財政事情の悪化と

#### 財政再建の必要性

##### 1 財政再建行政改革の理念

このような状況の下で、76年の政権交代のころから財政赤字は急増しはじめた。表7に明らかなように、財政赤字の対GDP比は1976年の2%からピークの82年には13%にも達した。国の債務残高は5,960億クローナにも及び（86年6月末）、国外でも借金・国債発行を頻繁に余儀なくされた「スウェーデン王国」は邦銀及び欧米の銀行の格好の顧客となった。

財政事情の悪化は財政再建・行政改革の必要性を緊急のものとした。

だが行政改革の議論自体は財政危機が表面化する以前の70年代の半ばに遡る。76年の総選挙では「忍び込む社会主義」、福祉社会の弊害が争点の一つになった。44年間続いた社民政権に代って誕生した保守中道

政権は、「社会主義への懸念、権力の分散、地方自治体への権限の委譲、個人の自由の保障」などを施政方針の中で強調した。又行政改革のために①官庁と市民の関係の見直し、②中央と地方自治体の関係の見直し、③行政の効率化等についての調査委員会を発足させた。

福祉公共セクターを築き上げた社民党は当初はその防禦一方で、行政改革をあまり重視していなかった。しかし財政危機の進行と共に、福祉の維持のために積極的な改革推進路線を全面に打ち出すようになる。

84年の社民党大会が採択した決議「未来は国民の手の中に一市民権と選択の自由についての社民党の政策」<sup>9)</sup>では「当面のもっとも重要な政策は、雇用と公正を維持すると共に、個人の自由を拡大し、民主社会における市民としての権利を行使し義務を履行する可能性を高めることである」と明言している。そして公共セクターにおいては、学校、医療、保育園を選ぶ自由、地方自治体内における分権化などを例示している。パルメ前首相没後のカールソン新首相の施政方針演説<sup>10)</sup>でもこの内容が確認されている。

社民党はかねてから「三段階の民主主義」の理念を押し進めてきた。これは政治的民主主義、社会的民主主義（福祉）及び産業民主主義からなる。84年から発足した従業員基金制度によって一応産業民主主義の最後の段階である経済民主化を達成した今、社民党の関心はこれらの維持とそのための弊害の是正に向けられている。福祉社会は「建設」の時代からその維持の時代に入っ

たのだ。量的拡大から質的改善への方向転換とも表現できる。「選択の自由と生きた市民権」という表現がそれである。市民権は所得・財産等とは無関係で、普遍主義の福祉の維持を意味する。社民党は普遍的福祉と個人の選択の自由の両立という難しい課題に挑戦しようとしているのだ。

社民党の草の根組織であるLO（労働総同盟）の大会は5年に一度開催される。86年の大会では「福祉社会建設の段階は登りきった。この次の段階は質を改善し、利用可能性を良くすることである」と断言し、量から質の時代に入ったことを強調するレポートを採択した。<sup>11)</sup>

表7 財政赤字の対GDP比の推移

1972	1975	1976	1978	1980	1982	1985	1986	1987
3.2%	3.9	2.1	7.9	10.1	13.2	4.7	4.1	3.6

資料：82年までは国立景気研究所（歴年），85年以降は政府予算案（年度）

表8 産業別就業者数の変化

	1976	1985	変化
鉱工業（スウェーデン産業分類2+3）	979270人	778910人	-17.1%
鉱業（2）	15329	10951	-28.6
繊維皮革（32）	54148	30002	-44.6
紙パルプ（3411）	52406	42430	-19.0
鉄鋼（371）	57856	36747	-36.5
機械（38）	435576	374450	-14.0
うち造船（3841）	37518	13568	-63.8
自動車（3843）	62112	72715	+17.1
電気機械（383）	81996	76325	-6.9

資料：中央統計局 I B22 S M8601

表9 スウェーデンの主要経済指標

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
貿易収支（億クローナ）	-114	-20	-71	97	233	147	320	284
経常収支（億クローナ）	-188	-142	-228	-72	30	-104	85	10
民間投資増加率（%）*	4.6	-8.6	0.3	3.3	6.0	10.7	2.9	3.0
実質経済成長率（%）*	1.7	-0.3	0.5	2.5	2.7	2.2	1.3	2.1
消費者物価上昇率（%）*	13.8	12.1	8.6	8.9	8.0	7.4	4.2	3.7
完全失業率（%）	2.0	2.5	3.2	3.5	3.1	2.3	2.2	2.0-2.2
鉱工業生産伸率（%）*	0	-3.5	-0.8	5.1	6.0	2.3	1.8	2.8
鉱工業就業者（増減，千人）	-7	-32	-35	-5	+13	+19	+11	+5
売上高経常利益率（製造業，%）	3.2	2.3	4.1	6.8	6.8	6.2	5.5	5.6

\*印は対前年比伸率，資料：政府予算案 prop 1986/87：100 及び政府修正予算案

## 2 産業界の回復の影響

石油危機以降、スウェーデン産業は空前の危機を経験した。造船・紙パルプ・鉄鋼などが次々と国の救済策を求めた。表8のように、76年から10年間の間に造船、繊維、鉄鋼、紙パルプ産業の就業者数はそれぞれ64%、45%、37%、19%も減少した。

しかし、このような産業構造の調整の結果、83年ごろからスウェーデン産業は急激な回復を見せている。輸出の増加により貿易収支は83年に5年振りに黒字に転じ、経常収支も84年に11年振りに黒字を記録した。鉱工業の就業者数も84年から増加に転じている。

スウェーデン産業の立ち直りぶりは国際的にも注目を呼び、「ヨーロッパの日本」又「10年前には欧州の病人中でももっとも病んでいたスウェーデンが欧州の産業の発電所になった」と形容された。

この産業再建の過程でスウェーデンの産業は「日本に学べ」と、日本的経営、カンバン方式、QCサークルなどに大きな関心をみせた。筆者も81年以降毎年30件程度もこの種のテーマのセミナーに参加してきたが、昨年あたりから講演依頼の件数が急減している。これもすなわちスウェーデン産業の自信回復を物語っている。

スウェーデンの産業の立ち直りは公共セクターにも大きな刺激と影響を与えた。「産業界に習え」と公共部門も負けてはいなかったのだ。

日本的経営等のセミナーにもかならず国・地方自治体から参加者があった。官庁が産

業界の代表を講師として開催するセミナーが相次いだ。SASが全社員に受講させてサービス精神を向上し、経営危機脱出に大きく貢献したと言われている。「タイム・マネジャー」研修は公共部門でもスタンダードとなった。今やタイムマネジャー研修の参加者の5割は公務員だ。

## 3 財政再建の目標と具体的施策

### (1) マイナス2%シーリング

政府は概算要求に際して80年度からマイナス2%シーリングを毎年実施している。これは賃金物価上昇分を除いて、対前年比実質2%削減した案を概算要求の基本案とすべき内容である。84年度にはより長期的な計画による節約を促すために、5年間でマイナス10%又は3年間でマイナス6%の代替案も認めている。86年度には3年間でマイナス5%の案も認められた。

### (2) 再建の目標設定

80年春の財政再建長期計画では80年度の財政赤字(GDPの10%)を毎年1ポイントずつ引き下げ、84年度には6%とする目標が国会で決議された。そして80年度については歳出の3%にあたる70億クローナの節約目標が掲げられた。

### (3) 歳出削減法案

80年から81年にかけては保守中道政権下で、福祉カット、歳出節約法案が続けざまに提出された。

I (80年9月) —総額63億クローナ。年

金等の物価スライド制の一部廃止。薬代、医療費の個人負担の増額。部分年金の額を所得減少額の65%から50%に引き下げ、基礎食品・住宅補助金の削減、政府開発援助（ODA）をGDPの1%から、国民所得の1%に切り換える、など。

II（81年2月）—基礎食品補助金、住宅融資への利子補給、自治体への交付金の減額。病気の際の社会保険による所得補償の支払いに免責日を導入する。

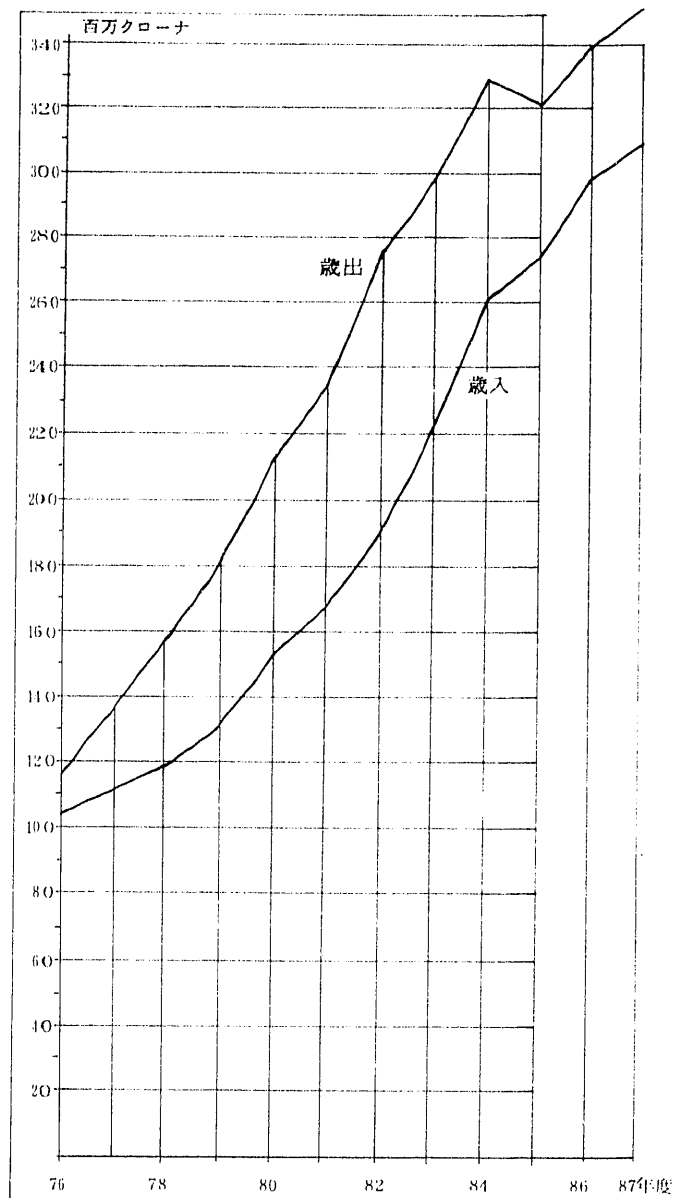
III（81年9月）—民事法律カウンセリングサービス補助の一部廃止、防衛費の物価スライドを一部修正、付加年金の物価スライドを年一回のみに変更、82年6月まで奨学融資額を据置き以後年一回のみ修正、年金生活者の所得控除の制限などの内容（総額39億クローナ）。

82年度は最低120億クローナの節約目標が国会で決議された。

#### (4) 83年以降の財政改革の過程

84年には政府中期経済見通し(LU 84)に基づき、地方自治体の消費支出実質増を年1%に抑制することを国会は決議している。又同年自然増抑制策(prop 84/85:40)が国会を通過した。86年度は地方自治体への補助金に大きなメスが入られ、87年度には概算要求に際して補助金制度の見直しが強制された。又本年1月に国会に提出された87年度予算案でも、財政赤字を名目実質共に引続き減少させる財政再建目標が確認されている。

図2 国家予算の歳入及び歳出



資料: Rikskontrollverket

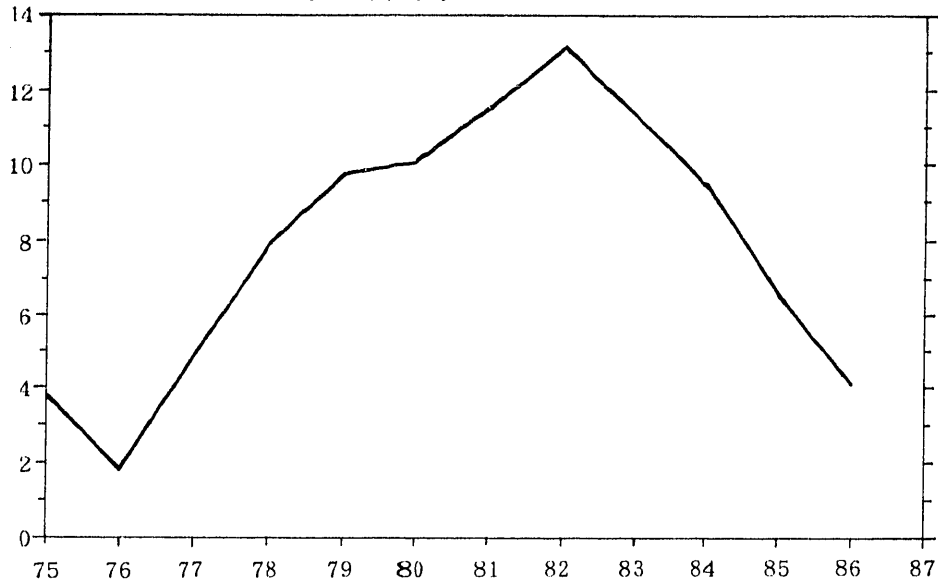
85年度までは実績  
86年度は実績見込み  
87年度は当初予算

#### 4 社民党の財政再建財政改革の理念

フェルト大蔵大臣は社民党と保守中道政党の予算政策の違いを以下のように説明している。

保守中道政党は、財政赤字の縮小のため

図3 財政赤字の対GDP比



資料：Finansplanen

には医療保険、失業保険など福祉のカットは不可避だと考える。又各党共個人所得の税率を引き下げ、一方で防衛費（保守党）、農業振興費（中央党）、教育関係費（自由党）などの分野で歳出を増やそうとする。

これに対して社民党はそのいずれもしない。税は現行水準を維持するが、福祉のレベルをさげずに財政再建は可能だとする。<sup>12)</sup>

## 5 財政事情の改善

財政事情は近年大幅な改善を見せている。赤字額はピークの82年度の866億クローナ（歳出の31.2%、GDPの13%）から87年度予算案では369億クローナ（歳出の10.7%、GDPの3.6%）まで減少した。

表11は国家予算歳出の用途別分類である。防衛費の比重は65年度の17.7%から85年度には8.3%にまで半減している。

社会保障費は70年代前半がピークで、そ

の後25%程度で推移している。

70年代後半から産業政策費が急増した。造船、鉄鋼、紙パルプ、鉱山などが次々に危機に陥り、当時の保守中道政権は救済策を余儀なくされた。当時オースリング工業大臣は産業の救急窓口と呼ばれたほどである。

これらの産業救済費は76年度の34億クローナ（歳出の3%）から82年度には171億クローナ（同6.2%）に達し、75~84年度の10年間で合計786億クローナにも累積している。<sup>13)</sup>

歳出中のもう一つの大きな変化は、国債残高の増大による国債費の急増である。国債費の歳出に占める比率は82年度の17%（482億クローナ）から84年度は23%に増加し、87年度は18%（630億クローナ）と予測されている。

フェルト大蔵大臣は財政赤字減少の主因として、①自然増、補助金の改革、②利子

表10 国家予算の歳入歳出および国の債務残高

(単位: 億クローナ)

年度	歳入	歳出	財政赤字	国の債務残高*
75	939	976	37	688
76	1044	1148	104	823
77	1121	1373	252	1052
78	1197	1583	386	1391
79	1325	1825	500	1921
80	1544	2144	600	2530
81	1670	2351	681	3197
82	1912	2778	866	4073
83	2212	2983	771	4826
84	2606	3291	685	5594
85	2751	3219	468	5960
86	2995	3400	405	—
87	3089	3458	369	—

\* 年度末(6月30日) 現在

85年度迄は実績, 86年度は実績見込み, 87年度は政府予算案

資料: Statens Finanser, 87年度予算案(prop. 86/87: 100)

率の低下, ③経済成長を挙げる。

表12のようにスウェーデンの公共部門の貯蓄は82年にはOECDの中でもワースト6に入っていたが, 87年には一時的に貯蓄過剰に転じ, ベスト3に入っている。

景気, 利子率の低下など外的要因だけではなく, 各種行革の成果も出つつあるようである。以下はこのような動きを具体的に見てゆきたい。

## IV 行政改革の手法

### 1 民 営 化

民営化の論議は83年にストックホルムにオープンしたシティアキューテン(救急診療所)により沸騰した。そして84年に発表

された民営保育園構想ピスリンゲンに引き継がれている。

スウェーデンにおける民営化の論議には純粋な民営化のみではなく, 民間委託も含まれている。特に福祉部門では民間委託の議論が多い。ピスリンゲンは民間委託の例であり, シティアキューテンも収入の8割を県からの補助金に依存している。

狭義の民営化は特に産業界で議論され, 最近はその民営化の例も続出している。ストックホルム近郊のダンデリイド市では電力供給部門を86年民間のロスラクス・エネルギー(株)に売却した。同社は86年中に従業員を40人から30人に減らすことに成功したという。

バルデマーシュビーク市では市営住宅700戸を88年7月に民間に売却する。ヨーテボリ市は昨年末4300戸の住宅をスカンスカ社に415億クローナで売却することを決めた。これらの市営住宅は過去十年間に約13億クローナの赤字を累積してきた。

国の部門では, 国営のイメージをぬぐい取るために, 国営持株会社スタッツフォレターグは85年プロコルディアと社名を変更したが, 工業大臣は民間にプロコルディアの株式を保有させる案を明かにしている。

また電力庁(上場又は発電所の売却),



ヨアキム・サンテソン・シティアキューテン社長



論文

表11 国の歳出の用途別分類

金額(百万クローナ)	65年度	68	72	75	78	81	84	85
一般行政・外交ODA	1088	1856	3237	6126	9413	12180	14957	16772
防衛	5239	5676	7277	10493	14818	20244	25214	26662
司法警察	1076	1512	2483	3949	5888	8184	10133	10845
教育研究	4815	6960	9918	13893	22522	31631	37673	40009
保健医療	1161	1815	2646	3414	4440	5446	4565	4580
社会保障	7897	10684	18462	29052	40398	58855	75752	79374
住宅・社会開発	1770	1972	3975	5453	8579	16590	23770	13855
余暇・文化・宗教	164	245	494	800	1851	2277	2778	2970
産業政策	4231	5268	7113	15325	34828	42513	48121	47467
その他	2126	2892	4665	9152	15605	37275	86172	79368
合計	29569	38883	60718	97658	158341	235164	329136	321901
歳出総額に占める比率	65年度	68	72	75	78	81	84	85
一般行政・外交ODA	3.7%	4.8	5.3	6.3	5.9	5.2	4.5	5.2
防衛	17.7	14.6	12.7	10.7	9.4	8.5	7.7	8.3
司法警察	3.6	3.9	4.1	4.0	3.7	3.5	3.1	3.4
教育研究	16.3	18.0	16.3	14.3	14.2	13.5	11.4	12.4
保健医療	3.9	4.7	4.3	3.6	2.8	2.3	1.4	1.4
社会保障	26.7	27.5	30.2	29.7	25.5	25.0	23.0	24.7
住宅・社会開発	6.0	5.1	6.5	5.6	5.4	7.1	7.2	4.3
余暇・文化・宗教	0.6	0.6	0.8	0.8	1.2	1.0	0.8	0.9
産業政策	14.3	13.6	11.6	15.7	22.0	18.1	14.6	14.7
その他	7.2	7.3	8.4	9.4	9.8	15.9	26.2	24.7
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

資料：Riksrevisionsverket 分類の変更のために75年度以前の数字は、社会保障、産業政策の項目でとくに一部合致しない。

表12 政府部門の貯蓄不足(過剰)の対GDP比

	(%)					
	1982	1983	1984	1985	1986	1987
スウェーデン	-6.3	-5.0	-2.6	-2.6	-1.4	0.4
米 国	-3.5	-3.8	-2.7	-3.4	-3.4	-2.3
イギリス	-2.3	-3.6	-3.9	-2.6	-3.1	-3.3
フランス	-2.7	-3.1	-2.9	-2.6	-2.9	-2.5
日 本	-3.6	-3.7	-2.2	-1.4	-1.5	-1.4
西 独	-3.3	-2.5	-1.9	-1.1	-1.0	-0.9
OECD 7 大国	-3.9	-4.1	-3.4	-3.4	-3.4	-2.7
中小OECD加盟国	-4.7	-5.2	-4.0	-3.9	-3.4	-3.3

資料：Economic Outlook, OECD, Dec. 1986及び Finansplanen

電々公社の1部、国鉄（会社化、A S G陸運会社など子会社の売却）、航空庁（航空安全庁として一部のみを残し、空港などは会社化又は民間委託）、森林庁（民間売却）などが野党から民営化の具体案として出張されている。

ダーゲンスインダストリー紙が昨年を実施した、国民の民営化に対する世論調査結果は、民営化・民間委託への期待が非常に大きいことを示している。<sup>14)</sup>「現状以上または以下の民営サービス・民間委託を望むか」との質問に対して、現状以上を望むとの回答の比率は、保育園が43.2%（現状以下を希望は2.9%）、医療が42.6%（現状以下を希望は2.8%）、高齢者ケアが34.9%、大衆交通機関32.5%、学校28%にも達している。

社民党は次のような考え方で公共福祉サービスの民営化には反対である。福祉サービスは、財布(所得)、住んでいる場所、サービスが必要となった理由によって決められるべきではなく、サービスの必要性のみによって決められるべきである。市民が不平等に扱われ、あるいは特権がお金で買える制度ができると、福祉社会の根源的基盤である連帯意識が損なわれるリスクを負う。利潤を目指す事業は消費者(市民)の利益ではなく、生産者の収益性によって左右される。医療分野でも世界的にみても民営の方が効率が良いという確証データはどの国にも無い。医療では市場原理は通用しない。医者(生産者)に対して患者(消費者)の立場は弱いから消費者の行動は経済的とばかりはいえない。

しかし掃除、除雪、老人タクシー、建設工事などの民間委託は受容し、一部開業医、歯科医、私立学校も認める。又親による協同形態の保育園など利益を目指さない団体形態は助長する。

以上が社民等の民営化に対する立場である。<sup>15)</sup>

だが上述のように民営化が国民の幅広い支持を得ていること、又社民党もパルメ前首相没後は民営化に対する反対のトーンを弱めていることから、今後民営化の波はさらに急速に拡がることが予測される。

## 2 自由自治体（フリーコミュニティ）

### (1) 自由自治体

自由自治体は84年に国会で決議された特別法により、自治体の行政を不必要に困難にしていると思われる政府規則などの適用を特別に除外するシステムである。個別の国会議決により法律の適用除外も可能である。

ハーニンゲ、ティーレスエー、グノーシェー、ヘルシングポリ、パールバリ、アーレ、オーレブロ、サンドビーケン、ブレッケの9市とヨーテポリ・ボーヒュース、オーレブロ、イェムランドの3県が選ばれた。

自由自治体は、行革の中で重要な位置を占めている地方自治体への権限委譲が目的で、適用除外は自治体からの申請に基づき審査する。

86年3月迄に270件の申請があり、①簡単なセカンドハウス等の建設には建築許可の取得義務を免除する、②個人住宅につい

ては国の融資の許認可権を自由自治体に委譲する，③一部の道路標識を自治体が独自に立てられるようにする，④学校，アル中対策費等の国の補助金の用途制限を緩和する，等がすでに実施されている。

ホルムベリ内務大臣は，自由自治体のこれまでの経験がきわめて良好なために，試行期間の終了する89年以降はすべての自治体が自由自治体に変身する可能性が大きい，と述べている。自由自治体は又，調査会，審議会ばかりが多くて進展がないとの批判に答え，「ともかく小規模でもやってみる」という行革の手法の新しいモデルもある。

自由自治体プロジェクトは国外でも大きな反響を呼び，デンマーク、ノルウェー、フィンランドもスウェーデンに真似て同様のシステムを発足させた。

## (2) ハーニング市

自由自治体の一つのハーニング市（人口6万人）はストックホルムの南に位置する，数年前まではごく普通のベッドタウンであった。しかし，今や自治体の行政改革のお手本として，国内はおろか外国からも広く関心をよぶほどの成果を上げている。

ハーニング市の人口は60～70年代に急速に膨脹した。1960年の人口は1.6万人にすぎなかった。学校・福祉などのサービス拡大に金がかかったが税収は伸びず，1980年についに財政破綻に陥った。

危機に瀕した市は，徹底的に経費を削減し，行政を効率化する方策をまず取った。81年から4年間に歳出の15%，1億クローナ以上を節約した。

表13 経費削減の中味

人件費	43%
事務所家賃	14%
その他（資材・サービス）	22%
料金引上げ	21%

資料：Svenska Kommunförbundet, VISST GÅRDET. HANINGE OMPRÖVAR, 1984, P.12

この結果市税は13年間不変で，企業・高所得者の誘致にも役立った。又節約一方ではなく，この間に民間企業，団体などと協力して，自らは建設費を出さずにアイスホッケーリンク，テニスコート，スキーゲレンデ，ゴルフ場等の市民レクリエーション施設も完成させた。

市の取ったもう一つの施策は，民間企業の再建の過程を徹底的に研究し，市職員の意識変革のためのプロジェクトを遂行することだった。分権化（5千クローナ以下の小額の備品購入は，保育園・学校などの使用者に任せる），簡略化，サービス精神の高揚，マーケット指向（お客様との接触の仕方）など企業経営的な考え方を大幅に取り入れた。

強いリーダーシップを発揮し，改革の主役を果たしたベストイン助役は，「規制そのものの量は本当は問題ではない。問題はできないとってしまっている我々自身の考え方，態度にある。危機感を意識し，変革が可能であると信ずるように我々自身を変えなければならない」と断言する。

## 3 規制緩和

経済分野を中心にディレギュレーション（規制緩和）が進められている。

金融関係では、銀行に対する流動性基準、無担保貸付の制限、貸出し利率の規制、産業債公債の発行規制、外銀の進出禁止がすべて廃止された。事業税（地方法人税）も撤廃された。

#### 4 サービス精神向上

ホルムベリ内務大臣は85年6月、有力民間企業のトップを講師に、省庁の長官を集めて目標管理、効率、サービス精神などについて民間から学ぶためのセミナーを開催した。

86年11月に発足した「品質向上国民運動」には、民間労使と共に工業省、内務省も加わっている。ホルムベリ内務大臣は「公共部門のクオリティーとは、市民の要望が十分な配慮と人間性を伴ってかなえられること、又参加と選択の自由を提供することでもある」と述べている。<sup>16)</sup>

87年1月に施行された新行政法では、これまで以上に「口頭」の連絡を認め、官庁自体の過ちも認知する方向を打ち出している。そして5万人の国家公務員がサービス精神向上の研修に参加中だ。特に労働市場庁（AMS）、社会保険庁など7つの庁をモデルに選んで実施中である。目標は電話受付時間を撤廃していつでも電話に応じる、すぐに返事ができないときには役所から電話をしない、待ち時間の短縮、文書の言葉の簡略化、責任担当の所在を明かにする、などだ。

#### 5 その他の公共部門効率化策等

民間に負けずとばかり、そのほかにも公共部門の効率を上げる試行は山と行なわれている。中にはそれが行き過ぎて、「自力更生」と称して生活扶助を大幅にカットし社会問題化したアルビイ社会福祉事務所の例まで出たほどだ。<sup>17)</sup>

公務員の採用に際しては、勤務年数ではなく、能力を優先する方式、公務員に対する「利益分配制度」、単年度予算に代わる3年度予算（エネルギー庁、中央統計局、税関庁など6つの官庁で87～89年度の3年間試行）などが具体例である。

「公共セクターにおける自己批判と新しい考え方を目指す作業を開始した」（ホルムベリ内務大臣）社民党は、現在今年9月の大会に計る内容を検討中である。行革に関しては以下の点が論議されている。

- ①政治的決定の権限委譲—住民に近い地域委員会(Kommundelnämnd)を設置する
- ②選択の自由の増加、サービス精神の高揚
- ③公務員の責任と権限の増加、分権化、保育園、サービスハウスなどの予算責任増加
- ④目標管理、簡略化、規制緩和、長期予算

### V 医療、保育分野における具体例

#### 1 保 育 園

##### (1) ピスリンゲン

保育園民営化の議論に火を付けたのはピスリンゲン構想である。白もの家電製品では世界一のメーカー、エレクトロラックス社の子会社として、保育行政を担当する地方自治体から完全に委託を受け、建設、運

営、人事を担当する構想であった。ピスリンゲンは市営よりも2割ほどコストを下げ、しかも質を向上させると約束した。

しかし公共サービスの民営化を阻止しようとする社民党政権は84年に法律を改正し、営利企業に対しては国の補助金を出さないことにした。

ピスリンゲンはこのような事情で「88年に保守中道政権が勝って法律を改正することを期待して現在は冬眠状態」（スティーグ・トーン社長）だが、ピスリンゲンがスウェーデンにおける民営化の論議に与えた影響は非常に大きかった。現行の制度の枠の中ですでに「営利を目指さない」民営化の波が広がっている。

## (2) 民営保育園は175

保守党女性部が昨年実施した調査によれば、全国に175の民営保育園があった。児童総数は2,700人で、全体の1.5%にすぎない。その8割は4大都市（ストックホルム、ヨーテボリ、マルメ、ウプサラ）にある。

「民営」とは児童の親による共同組織、利益を目指さない団体が経営するもの、更に特別な宗教的教育方法的背景を持つ保育園を指す。

調査対象の100の民営保育園が市から受けた補助金は市営の保育園の半分以下である。ストックホルム市では民営保育園への補助金は児童一人当たり最高1万クローナだが、市営保育園に対する補助金は平均でも2.3万クローナ、新設の保育園では3.2万クローナにも達している。

## (3) マルメ市の例

スウェーデン南部に位置する同国第3の町マルメでは、85年の選挙で66年ぶりに保守市政（ヨアキム・オレン市長）が誕生した。保育行政についても市は積極的に民間のイニシアティブを歓迎する政策を固め推進している。子供を持つ親、財団法人、企業等が自主的に保育園を設立する際の市からの補助金を大幅に引上げ、積極的にマスコミなどでPRした。この結果86年に開園した保育園（児童総数300人）、87年に開園予定の保育園（同200人）はすべて民営（非市営）である。

昨年オープンした民営保育園の一つは「ゲネラーレンス・ハーゲ」だ。職員一人当たり年3万クローナ、児童一人当たり2.2万クローナの国からの補助金の他、市から園児一人当たり1.5万クローナの補助金が出る。親が支払う保育料は月1,000クローナ（2人以上）～1,200クローナ（1人）で、市営（年収16万クローナの場合586～907クローナ）よりも高いが、18人の定員はすぐに一杯になった。

3人の職員は他の保育園と違い、清掃、食事の用意も自分でする。給与は今のところ市営と同水準だが、将来余剰が出れば引き上げられる。

同保育園は、既存の市営保育園に見られる、最近の保育方針に批判的な園長のイニシアティブにより発足した。「男の子は男の子、女の子は女の子と違いを認め、両親・年上の人への尊敬、挨拶、礼儀を重んじる」。オレン市長は「どのような種類の保育園に子供を行かせるかは親が決めることだ。政

治家が口を出すべきではない。ゲ園は我々が狙う多様性を高める恰好の例だ」と述べている。<sup>19)</sup> 社民党も新しい動きに反対していない。

#### (4) クーカリテ

ストックホルムの北、アーランダ空港に行く途中に位置するソレンツナ市では、ロッテブロ地区で市営保育園の大幅な分権化の実験を行なっている。

そのひとつは「クーカリテ」保育園（園児数80人、職員30人、M. マルムベリ園長）である。ベッカンス・アファーレル誌は「社長になった保育園長さん」と題する記事の中でその模様を以下のように報じている。<sup>20)</sup>

クーカリテの予算は年間330万クローナのうち人件費が290万クローナ、食費が14.5万クローナ、清掃14.5万クローナ、備品等購入費が6.6万クローナである。職員の数（園児16人に3.5人）は市で決められているが、この枠の中での採用責任は園長が持つ。インテリア、清掃、敷地の管理、中小の備品取得も園に権限が委譲されている。

85年には22,000クローナの余剰金が出たので、園内の庭にある古い建物を修理した。

園長は「もう以前のような組織形態には戻りたくない。減らせる経費そのものはそれほど大きくないかもしれませんが、大切な違いは、子供たちと保育園に対する責任を持たされている、という意識です。昔のように些細なことに許可を得るために1つ1つ走り回る必要がない」と述べている。

#### (5) 社民党方式

このような民営化などの動きに対する社民党の対抗策は「第3の道」＝保護者による共同組織形態の保育園である。

とくにヨーテポリ市で早くから推し進めている。ヨーテポリでは78年から議論が始まり、今日では市営以外の共同方式の保育園が44（全体の6%）ある。市は家賃補助（最高児童一人当たり年9,500クローナ）、2万クローナの備品補助金、設立にあたっての具体的な指導、一時的に職員が不足した場合の応援、国の補助金の仲人などの援助をするが、職員の雇用は協同組合の責任で、市の職員ではない。

## 2 医 療

### (1) シティーアキューテン

83年2月に事業を開始したシティーアキューテンはスウェーデンにおける民営化の論議を本格化させた象徴的な出来事とみなされている。

シティーアキューテンは入院を必要としない救急外来患者のみを受付ける診療所だ。県営病院の医師から転職したヨアキム・サンテソン社長によれば、県営病院の救急窓口はストックホルム近郊だけでも10もあるが、患者総数の2割だけが入院を要する事故、心臓病等の患者で、残り8割の入院を必要としない外来患者は2割の入院患者に時間がかかるために長く待たされるのが常であった。

シティーアキューテンはこの8割の外来患者に焦点をあて、ストックホルムの中心

表13-1 シティーアキューテンの患者数の推移

83年度	55000人(ストックホルムのみ)
84	70000 (ヨーテボリにもオープン)
85	150000 (うち7万人がヨーテボリ, ロンドンにもオープン)
86 (予測)	170000

部にクリニックをオープンしたのだ。

患者は公営病院と同じ50クローナの自己負担金を払い、シティーアキューテンは県から195クローナの補助金を得る。

同じ料金で待ち時間が短いシティーアキューテンに患者は殺到した。患者数の推移は表13-1のとおりで、内訳は半分が外科、内科・耳鼻咽喉科がそれぞれ4分の1となっている。

今やシティーアキューテンは救急病院としては全国で3位と4位の地位を占めるまで成長した。ストックホルム地域では救急患者の15%を受付けている。

シティーアキューテンの効率が公営病院よりもよい理由は、サンテソン社長によれば、第一に医師への報酬が患者数に応じた能率給制になっているからだ。県営病院でも15年前までは一部能率給制をとっていた当時は、医師は一日45人も診ていたが、今は13~14人に落ちている(サンテソン社長)。又管理組織も簡略化し、クリニックのスペースも県営よりは少し狭く、インテリア・家具も少し安いものを使い、更に受付時間も月~金が8~19時、土曜8~15時と県営よりは短い。

しかし民営化の動きの旗手として世論の支持を得て成長してきたシティーアキューテンも成長の限界に近づいている。

シティーアキューテンは公的ファイナンス(税金)による医療サービスの民営化(民間委託)の例だが、今後は政治家もシティーアキューテンのパイを拡大するには県営のパイを削る必要があるのだ。ストックホルム県議会は85年に社民党に代って保守中道連合が過半数を取ったものの、今では県営医療の防衛に回っている(サンテソン社長)。今後は本来の民営化(民間ファイナンスによる民営医療)が議論されるべき段階になろうが、スウェーデンではまだその機は熟していない。税金および公的保険による医療サービスの水準の両方を下げて民活に依存するという政治的主張は、保守党からしかないからである。

## (2) 民営医療保険

医療は公営が原則のスウェーデンでは、長く待たされる、毎回同じ医師に診てもらえないので安心感がない、等「独占」の弊害が70年代以降次第に指摘されるようになってきた。

また85年から実施された「ダグマー改革」では、大都市の公務員医師の自由時間のアルバイトを社会保険で補てんする範囲が大幅に制限された。

高給のアルバイトを見つけて大都市に留まろうとする医師の存在と、そして一般市民、特にVIPにくすぶる不満を結び付けて、民営の医療保険を販売する保険会社が続出している。

85年にはスカンディア保険会社が1890年に設立された、スウェーデンには2つしかない私立病院の一つソフィアヘメット病院

と提携して、VIP保険の販売を開始した。企業が被保険者の年齢に応じて年2,600~5,600クローナの保険料を支払うと、病気や事故の場合ソフィアヘメットにおける入院料を保険がカバーする仕組みだ。ヨーテボリのカーランデシュカ病院も追随した。しかし入院治療だけを対象としているために当初の思惑（3年で3万人）ほどは伸びていないという。

ヒューマナ・ケア社は85年500人の公務員医師をプールして、ベゲーテおよびパーランド保険会社と民間医療保険の販売を開始した。年間2,500~3,000クローナの保険料を支払うと、毎回同じ医師にすぐに診てもらえ、最高一週間の待ち時間を保障する（年間50万クローナの上限以内）。同社はフランス系のVAP社とも年間350クローナの保険料で7千クローナまでの範囲でハウドクターの利用が可能な保険も販売している。VAPも一週間以内のアポイントを保障する。

プラクティケルチェンスト社はTH保険会社と提携して、700人の医師と2千人の歯科医をプールして、85年から民間医療保険の販売を始めた。保険料は年3千~5千クローナで、外来入院とも保険が費用を負担する。

セーデルショーピング市に住む医師アルバション氏は、ダグマー改革により、社会保険によるアルバイトが不可能になったので独自の保険を発足させた。年間700クローナを払うと毎回50クローナの負担で診察してもらえるシステムだ。年間1,500~2,000人の患者をこの独自の保険システムで診察

しているという。

しかしシティアキューテソンのサンテソン社長によれば、民間医療保険の契約は合計で6千人ほどで予想ほどは伸びていない。その理由は、入院治療に待たされるのは眼科等の高齢者の病気が主なこと、またVIPは個人的なコネで公的医療の枠内でうまくやっているのではないかと指摘する。すなわち「スウェーデンの公的医療制度は民間保険の急増を許すほど悪くはない」

### (3) 公営医療の返り咲き

<ヨーテボリの公営歯科診療サービス>

ヨーテボリの公営歯科診療サービスは40の診療所と千人の職員（うち歯科医は275人）を抱えている。

造船などの産業危機による人口流出、出生率の減少、市民の歯の改善等の理由で患者が激減し、83年には500万クローナの赤字が見込まれる財政危機に陥った。この時点で取れる道は①公営サービス機構を大幅に縮小するか、②民間と競争して患者を奪いとるかの二つしかなかった。そして後者が選ばれた。

83年5月に戦略が固まると、まずサービス精神を向上させるために全受付嬢を顧客対応研修に参加させた。そのほかの全職員も「患者中心の歯科治療」研修を受けた。

同年11月にはマスコミ等を使って大々的なキャンペーンを開始した。①待つ必要が無いこと、②歯医者やクリニックの場所を自分で選べること、③10のクリニックでは夜間もオープンしていることをセールスポイントにし、特に19歳、転入間もない新市



民に的を絞ってマーケティングを徹底した。

電話で照会があると適当な診療所を薦め、その日のうちに手紙で確認、一週間以内に当該の診療所が適当なアポイントの日時をオファーする、というサービスぶりだ。

見事なマーケティングの手法は賞を受けたほどである。

この結果2年間で患者数は2.1万人から85年には4万人に倍増、500万クローナの経費増があったものの収入も1千万クローナ増え、500万クローナもの余剰を出したのである。

#### < エステルヨートランド県医療機構 >

エステルヨートランド県の公営医療機構の変身が注目されている。

同県の人口は39万人、県庁のあるリンチョーピングはストックホルムから南へ車で2時間半の距離にある。

同県の医療部門は過去20年間に職員数で3,600人から2万3千人急拡大した。最大のリンチョーピング病院は職員6,500人、1,640床の規模である。

85年の決算報告によれば<sup>21)</sup>経費総額は41億クローナ、内63%が県税、15%が国からの補助金で賄われている。低成長による財源不足と税引上げの限界、技術革新、県民の不満等の外的要因と急拡大の結果としての組織内の欠陥など山積した問題を前に、産業界から移ったバットイル・ニルソン副知事は大規模な変革を実施した。

組織変革運動は①分権化とリーダーシップの育成など組織開発、および②サービス精神の向上と変革の考え方の全組織への浸透からなる。

ニルソン副知事はアセア、ファーマシア、SASなどのスウェーデンのエクセレント・カンパニーに学び、分権化を組織開発の中心的哲学とした。

例えば診療所の所長に経済責任を持たせるプロジェクトを進めている。診療所長は上司と交渉をして予算を組み、その遂行責任を持つ。余剰が出ればその半分は診療所の事業内容改善のために、職員の研修や機材の購入などに使える。効率を測る指標を見つけるのが難しいが、経済的責任を委譲した診療所の方が余剰金は多い。

分権化はコンピューターサービスの別会社化にも発展した。同社は売上の3分の2が県以外の顧客からのものである。

分権化を成功させるには、権限の中味、全体の目標などを明確にできる強いリーダーシップが必要だ。70年代の共同決定法など労働組織の民主化の波の中で、県もリーダーシップの危機を経験していた。同県では職員を刺激するために内部リクルートを優先し、外部リクルートの場合には2年契約とする等の方法で管理職の流動性を高めている。

新しい精神は組織の隅ずみにまで広まらなければならない。そのために「より良い県」と称するサービス向上キャンペーンが展開された。

サービスとは①アクセスを容易にすること、②応対、そして③プロとしての医療サービスである。全職員が2日間のサービス向上研修に参加した。全国でも先駆けて、市民に病院、診療所を選ぶ自由を拡大している。

同県の県税率は14表のように82年から下降しており、全国平均よりも低くなった。

表14 県税率（定率）の推移

	(単位 %)		
	1982	1984	1986
エステルヨートランド県	13.25	13.25	13.00
全 国 平 均	12.89	13.26	13.30



フェルト蔵相(右)と著者

## VI 福祉維持のための戦略

### — シェル・ウロフ・フェルト大蔵大臣とのインタビュー —

(川崎) 本日(2月10日)は87年度の前算審議でお忙しい中を『海外社会保障情報』の原稿のためにお時間をさいて頂きありがとうございます。

スウェーデンは世界でも最高水準の福祉国家ですが、誰が福祉のコストを支払っているのですか。

(大臣) それは官民の労働者の税金です。民間が政府部門を支えているのであって、公共セクターは消費するだけという認識は誤りです。公共部門は民間と相互に依存して生産もしているのです。たとえばスウェーデンの産業は石油危機後大幅な構造変化を経て危機を乗り越えました。このような構造転換は福祉制度があったからこそ可能であったのです。福祉社会は生産的であり、フレキシビリティもあります。

(川崎) 政府の財政赤字は82年度の866億クローナから87年度予算案では369億クローナに減少しました。財政赤字を1980年の対GDP10%から毎年1ポイントずつ下げ、84年には6%に下げるという80年国会

議決はすでに達成され、貴著『第3の道』で目標とされた、1990年に300~400クローナの財政赤字規模も早くも今年度予算で現実のものとなっています。スウェーデンももう財政危機を乗り越えたのでしょうか。

(大臣) 緊急の危機感は確かに小さくなりましたが、長期的構造的な問題が残っています。すなわち対外(経常収支)バランスは回復しましたが、スウェーデン経済の貯蓄が少な過ぎるのです。投資と貯蓄を増加させる必要があります。「地方自治体・社会保険部門を含む政府部門で貯蓄過剰を達成する」のが目標です。今年は一限りの年金保険への課税(150億クローナ)のために一時的に政府部門は貯蓄過剰になりますが、このままでは来年はまた貯蓄不足に戻ります。長期的な具体的目標については今春国会に提出される政府中期経済見通しが基本となります。

(川崎) 保守中道政権の時代のように大胆な大幅福祉削減策を取ることなく、なぜ社民党政権は財政赤字を減らせたのですか。

(大臣) 一つは5年連続の経済成長です。危機産業への補助が120億クローナから10億クローナに減らされました。失業対策費も減少しました。利子率の低下により国債費

も減っています。自然増に対してもメスを入れました。自然増対策の中で一番重要なものは地方自治体への補助金です。以前は地方自治体の事業のコストの40~50%を自動的に補助金として支払っていましたが、今では補助金は物価賃金にスライドしていません。もちろん年金、社会保険、失業保険等の自然増はまだ残っていますが、予算要求における2%のマイナスシーリングの効果は年4億クローナでそれほど大きくはありません。

(川崎) 財政事情が改善されると国民の危機意識が低下して今後の節約が難しいのではありませんか。

(大臣) 80年代前半の財政危機を通じて少なくとも今以上には福祉水準は引き上げられないというコンセンサスが国会・地方自治体で出来ていますし、また新しい支出項目を得るためには別の分野で経費を削減するしかないという考え方に官僚政治家は慣れました。またスウェーデン経済にとって現在最大の脅威はインフレです。日米独と競争するためには、インフレを日独の水準に下げる必要があります。インフレの危機は現実のものであり危機が無くなった訳ではありません。

(川崎) 行政改革の動きが活発ですが、基本的には現行の福祉の質と水準を維持しながら効率を改善するということですか。また行革の効果を量的に計ることは可能ですか。

(大臣) 行革は基本的に現行水準を維持して効率を改善することが目標です。行革の効果を量的に明らかにすることはまだ不

可能です。公共支出の対GDP比が減少しており、公共支出の実質対前年伸び率は5年前の4%から1%に下がった、という全般的な結果のみしか今は分かりません。しかし具体的な節約効果のケースはいくらでも挙げられます。例えば造船などの産業危機の影響をまともに受け、能率給、民活導入などにより市の再生を図っているヨーテボリなどの努力の成果の集計はマクロ経済で見ても近い将来数字に見えるようになると確信しています。

(川崎) 今後財政再建のために、贅肉落としての方法以外に大幅な経費削減が必要な分野はありますか。

(大臣) 移転支出の中で、牛乳など基礎食品への補助金、それから利子補給、利子控除など住宅関連の補助は大幅な削減が可能であると個人的に考えています。現在論議している義務教育の就学年齢を6歳に引き下げる案も、保育園の増設ペースを減らすための方策でもあるのです。福祉サービスは原則として現行水準の維持が可能です。

(川崎) 高齢化社会を迎えて福祉サービスの需要が急増し、増税なき財政再建の行方が疑問視されている日本の財政福祉政策に何かアドバイスがあればお願いします。

(大臣) 日本の家計部門は世界でも最高水準の貯蓄率を誇っています。この貯蓄を利用し、国が借入して高齢化社会に必要な公共サービスを拡大してはどうでしょうか。短期的には財政赤字が拡大しても、日本経済は強く次の世代が返済する能力を持つのではないですか。また日本の内需拡大は日本人の生活水準の向上のみならず、世界経

済の駆動力としても意味があります。

(川崎) どうも長時間にわたり対応頂き  
有り難うございました。



フェルト 蔵相

#### フェルト大蔵大臣のプロフィール

1931年生れ

ウプサラ大学政治学部卒，ルンド大学修士

64-65 大蔵省予算局長

67-70 大蔵省次官

70-75 商務大臣

75-76 副大蔵大臣

82- 大蔵大臣

社民党右派を代表する有力者。

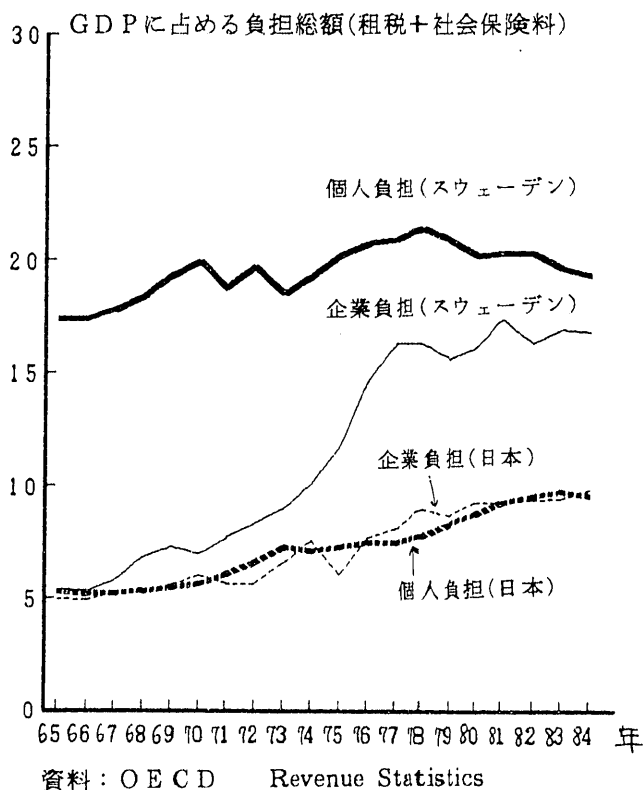
パルメ没後はとくに党内での発言力を  
強めている。政治的立場を問わず，産  
業界の支持が大きい。

(注)

(1) 拙稿「再起するスウェーデン産業—日本に学び日本に打ち勝つ—」『日本労働協会雑誌』1985年2, 4, 5月号参照。

(2) 従業員基金に関しては、拙稿「産業再活性化の特効薬か社会主義への道か—国論二分のまま発足するスウェーデンの従業員基金制度」『朝日ジャーナル』1983年9月23日号参照。スウェーデンの企業税制については、道明義弘著「スウェーデン企業の行動分析—企業行動国際比較のための方法序説—」(愛知大学経営会計研究所, 1983年)およびスウェーデン国税庁のカオル・ヤコブソン氏の助言を参考にさせて頂いた。記して謝意を表したい。

スウェーデンの法人企業負担について、社会保険料も含めた企業負担の総額は日本よりもはるかに高い、というご指摘と下図を慶応大学・飯野靖四教授からいただいた。



(3) 雇用者負担社会保険料の中で、付加年金 (A T P), 失業保険, 労働災害保険, 賃金補償, 部分年金等の項目はそれぞれの特別会計に直接払い込まれ、一般会計の歳入には計上されない。しかし、国民年金などその他の項目は一般会計の歳入に計上され、用途は制限されないで、実質上間接税と変わらない。

- (4) Finansdepartementet (ESO), Produktion, kostnads- och produktivitet utveckling inom offentligt bedrivna hälso- och sjukvård 1960-1980 (Ds Fi 1986: 3)
- (5) Finansdepartementet (ESO), Produktions-, kostnads- och produktivitet utveckling inom den sociala sektorn 1970-1980 (Ds Fi 1985: 4)
- (6) Landstinget i Östergötland, TILL DIG SOM JOBBAR I LANDSTINGET, 1984
- (7) Statskontoret, Kostnader för offentliga tjänster i Norden. KRON-projektet (Statskontoret 1983: 48)
- (8) Statskontoret, Kostnader för offentliga tjänster i Norden. KRON-projektet. Utveckling 1980-83. (Statskontoret 1985: 36)
- (9) Socialdemokratiskapartiet, FRAMTIDEN I FOLKETS HÄNDER-program för medborgarskap och valfrihet, Tiden, 1984
- (10) 1986. 3. 13
- (11) LO, Fackföreingsrörelsen och välfärden, 1986, p. 136
- (12) Kjell-Olof Feldt, DEN TREDJE VÄGEN—En politik för Sverige—, Tiden, 1985
- (13) Industridepartementet, SVENSK INDUSTRI—OCH INDUSTROPOLITIK 1986, Svenska Dagbladet, 1986, p. 11
- (14) Dagens INDUSTRI 1986. 11. 15 Telefonintervju med 968 personer
- (15) Socialdemokratiskapartiet, EN OFFENSIV FÖR RÄTTVISAN—Offentliga sektor för trygghet och service, Ett samhälle där man bryr sig om varandra, 1987
- (16) Nationalkommittén för svensk kvalitet, RÄTT SÄTT—Svensk kvalitetsoffensiv, 1986, p. 20
- (17) Erik Trost (red.), ALBY—modellen, Verdandi förlag 1985
- (18) Socialdemokratiskapartiet, En offensiv för rättvisa—offentliga sektor för trygghet och service, 1987
- (19) Svenska Dagbladet 1986. 10. 9
- (20) Veckans Affärer 1986. 6. 26
- (21) Landstinget i Östergötland, ÅRSEDOVISNING 1985, 1985

# スウェーデンの公的扶助制度について (完)

城 戸 喜 子  
(社会保障研究所主任研究員)

## 目 次

### I 公的扶助の法制・行政機構と運用・実施

#### 1. 社会サービス法の内容と問題点

- (1) 社会サービス法の目的と内容
- (2) 社会サービス法の特色と問題点

#### 2. 社会サービス法における公的扶助関係の規定

(以上本誌No.76に掲載)

#### 3. 中央政府による公的扶助実施の具体的指針

- (1) 公的扶助実施に関する中央政府の勸告書
- (2) 物価水準, 社会保険基礎額と扶助基準・加算の指針

#### 4. ストックホルム市第17福祉地区における公的扶助行政

- (1) 第17福祉地区の特徴と同地区福祉事務所の行政機構
- (2) 第17福祉地区における公的扶助行政

### II 公的扶助受給者(世帯)の状況及び費用の規模

#### 1. 公的扶助の受給者(世帯)―絶対数, 受給率, 及びその構成

- (1) 受給者数及び受給率の推移と失業率との関係

(以上本誌No.77に掲載)

- (2) 受給者と受給世帯の構成, 類型, 及び受給期間

#### 2. 公的扶助費の規模と地域格差

- (1) 公的扶助費の規模

(以上本誌No.78に掲載)

## (2) 公的扶助の地域格差

扶助基準・加算の指針や扶助受給率および扶助費の規模のところでのべたように、公的扶助の具体的実施は各市町村に委ねられている為に、地域によって差を生じ易い。そこで以下では、これら三点について全国的レベルでの比較を行った後に、我々が訪問調査したもう一つのコミューンであるマルメ市の状況を、ストックホルム市の状況と比較する意味で取り上げて報告したい。尚、全国レベルでの比較に用いる数値は、社会庁 (Socialstyrelsen) による Meddelandebud Nr 48/85, November 1985, Kommunernas kostnader för socialbidrag 1984 からのものであり、マルメ市に関する数値は同市社会福祉管理局の刊行物と、同局でのヒヤリングによる。

まず扶助基準の全国的状況を見ると、最高の扶助基準は単身者で基礎額の140%であり三コミューンがそのレベルを採用している。但し、この中の二コミューンは長期給付の場合に140%という基準を適用しているものであり、短期給付の基準は72~80%と低いものである。又、基礎額の110%以上を採用しているコミューンは14ある。これに対し最低の扶助基準は基礎額の50%であり二市がこれを短期給付の場合に採用している。但し、この場合も長期給付の基準は95~100%と低いものではない。又、基礎額の50~60%台にあるコミューンの数は14に上っている。因みに、ストックホルム市の場合には短期給付の基準が基礎額の90%、長期給付の基準が基礎額の108%であり、マルメ市の場合には短期・長期の区別

が無く基礎額の102%となっている。全体に、短期給付の方が長期給付よりも基準が低く、大都市の方が農村部よりも基準の高い傾向にある。

次に公的扶助受給率<sup>17)</sup>の地域間格差に目を移すと、1984年に於ける全国平均の受給率は一千人対60であるが、100以上のコミューンが11ある一方、10~20のレベルのコミューンも14ある。最も受給率の高いコミューンはマルメとボトシルカ (ストックホルム県) で120、即ち全国平均の2倍の受給率である。逆に最も受給率の低いコミューンはロンマ (マルメヒュース県) とビュールホルムで10、即ち全国平均の1/6の水準にしか過ぎない。因みにストックホルム市の受給率は90、ウプサラ市のそれは80、ヨーテボリ市のそれは90である。扶助基準の高低と受給率の高低との間に関係はない。

続いて公的扶助費の規模の比較に移る。まず、1984年に於ける全国合計額は25.5億スウェーデン・クローネであるが、コミューン毎に比較するとやはり大都市での支出額が多く、ストックホルム市のそれが4.2億クローネ、マルメ市のそれが1.9億クローネ、そしてヨーテボリ市のそれが2.3億クローネとなっている。今述べたように、公的扶助費の絶対額はコミューンの人口規模にもよるから、コミューンの財政規模に対する比率で標準化して比較しなければならない。そこで1984年に於ける公的扶助費の対コミューン経常支出比を見ると、全国レベルでは同比率が1.5%であるのに対し、最も同比率の高いコミューンはティレセー (ストックホルム県) で3.2%、最も同比

率の低いコミューンはビュールホルムの0.1%となっている。従って、全般的に見て公的扶助の費用がコミューン財政を圧迫したり、重荷になっているとは考えられない。但し、公的扶助費の規模が相対的に大きいコミューンは、扶助受給率が高い為にそうなのであり今後、扶助受給者が増大し扶助受給率が上昇すればその為の費用もより増えるであろうことは目に見えている。

ところで地域格差の話に戻ると、同比率の2%以上であるコミューンが16ある一方、同比率の0.5%以下のコミューンも21あることから分かるように、公的扶助費用負担の地域間格差はかなりのものがある。尚、ストックホルム市の同比率は2.2%、マルメ市のそれは2.5%で後者の方が高いのは、後者に於ける受給率がより高いことから充分納得できることである。

社会庁の統計による地域格差の検討の最後として、コミューンの社会福祉的支出に対する公的扶助費の比率によって、公的扶助費の規模を図り、市町村間の比較をしておきたい。先ず、1984年に於ける全国平均の同比率は6.7%、最も同比率の高いのはマルメ市で14.4%、最も同比率の低いのはノルマリグで0.9%となっている。又、同比率が9%以上のコミューンは9つあり、逆に同比率が2%以下のコミューンは19ある。因みに、ストックホルム市に於ける同比率は8.5%である。この指標によっても、公的扶助制度の実施に大きな地域格差の存在することが理解出来る。

次にマルメ市に於ける状況を、同市の社会福祉管理局でのヒヤリングや同局発行のSocialbidrag及びPopulärによって紹介し、ストックホルム市に於ける状況との相違点を明確にしておきたい。

マルメ市の人口は23万人、65歳以上人口の総人口に占める割合は22%である。これに対し市職員総数は3万3千人、社会福祉管理局職員数は9千人である。又、福祉地区の数は五つであり、従って一福祉地区当たり人口は4万6千人になる。公的扶助との関連に於ける同市の特徴は失業率の高いことであり、全国平均の失業率が1984年に於いて3.1%であるのに対し6.5~6.7%と、約2倍の水準にある。その原因は、同市の主要産業である繊維及び造船業が倒産の危機にある為である。従って、扶助受給率が12%と全国で最も高い結果となっている。又、失業者が多い為に扶助受給者中の稼働年齢層の割合が高く、そうした人々への対応が大きな問題である。

ストックホルム市の場合には移民の扶助受給が大きな問題であったが、マルメ市の場合には外国籍人口がストックホルム市よりも少ないこと、及びスウェーデン国籍の失業者が多いことも重なり、公的扶助制度内での対応を離れむしろ産業を振興し、失業者を吸収することが基本的でより重要な解決策であるという当局者の見解であった。即ち、失業対策は国が責任を持って行うべきであり、当局としては造船業への援助等を要求している。又、雇用創出、及び恒久的な産業振興の為のE Cとの繋がりを求めて、マルメ市とコペンハーゲン市（水中翼



船で約1時間の距離にある)との間に橋をかける可能性も検討しているという。このようにスウェーデンに於ける公的扶助の実態は、制度実施面に限らず扶助受給の原因、受給者の構成及びその対策に至る迄、コミューンによって異なっている。

同市の扶助基準については、他のコミューンのそれと高低を比較する姿勢はない。しかし実態として全国的に見れば地域格差の大きいことから、公的扶助はむしろ国家責任で行うべきであるとの意見もみられるとのことである。因みにストックホルム市の扶助基準とマルメ市のそれとを、日本の1, 2級地の場合も加え子供二人の夫婦世帯、子供二人の母子世帯、及び単身高齢者の場合について次に例示しておく。これらの基準は加算を含まず、コミューンによって加算の内容も異なることから、単なる参考例として参照されたい。

マルメ市の扶助基準とストックホルム市のそれにつき、上述の数値のみから判断してそれらの高低を論ずることの出来ないのは前述の通りである。更に、円貨換算はスウェーデン・クローネをどのように評価するかによっているから、単なる円貨での日本との比較は一層危険である。又、加算を含め制度の全く異なるものを数値のみで比較するのは単純過ぎるが、あくまでも参考例として掲げておいた。

### 3. 現行公的扶助制度の問題点

社会サービス法そのものに内在する全般的问题については既に述べたので、同法施行下の現時点で公的扶助行政にどのような問題が存在するかを報告しておきたい。第一点は、中央政府社会庁の公的扶助担当官も指摘する通り、社会サービス法が大枠を

#### 扶助基準の比較の参考例 (1986年) (1 sk=25円)

	ストックホルム市	マルメ市	日本1級地 (1, 2類のみ)
〔例1〕 35才男	3,728 sk	3,184 sk	
30才女			
9才	1,495	1,223	
4才	1,223	1,223	
計	6,446	5,630	
	( 161,150円)	( 140,750円)	( 155,680円)
〔例2〕 30才女	2,173	1,980	
9才	1,495	1,495	
4才	1,223	1,223	
計	4,891	4,698	
	( 122,275円)	( 117,450円)	( 120,090円)
〔例3〕 63才男	2,173	1,980	
	( 54,325円)	( 49,500円)	( 58,840円)

定めた法律であり、公的扶助実施の権限と責任とは各コミューンに存在することから生じている。即ち、社会庁の立場から見ると、各コミューンが当庁の指針を尊重せず指導に従わないという問題である。例えば扶助基準にしても、現時点でさえ地域格差が大きく裁判に訴えたいケースがあるという。実際1984年の時点では、基礎額の98%という中央政府の指針よりも低い扶助基準を採用していたコミューンが、全285コミューン中その60%に当たる171も存在していた。しかし1985年になると、そのようなコミューンの数は55、即ち全体の19%に激減した。その理由は、訴訟により扶助基準が低過ぎるとの判決が出たことによる。従って地域格差をなくす方向に今後とも努力してゆきたいという。

第二点は、社会サービス法が施行されて3年にもなるが、その精神が必ずしも普及していないことである。例えば、申請者にひきめを感じさせるような官僚的な対応をしてはならないというのが社会サービス法の本質であるにも拘らず、こうした民主主義や自己決定の規定を知らない振りをして、申請者に条件をつけるケース・ワーカーやコミューンが存在する。又、申請者がコミューン当局による決定への不服から、簡易裁判所に訴えて勝訴した場合でも、当該コミューンが実行しなかったり逆に上告したりする場面があるという。

第三点は、社会サービス法の基盤となった社会福祉審議会の1977年における最終答申「社会サービス及び社会保険補足給付」の後半部分、即ち社会保険補足給付の部分

が未だに立法化されていないことである。社会保険補足給付とは現行の社会保険制度を、各種のニードに応じて拡張し、コミューン行政を公的扶助という特定種類の社会サービスに関する人的及び財政的負担から解放することを狙うものである。即ち、退職年金や傷病手当金等の社会保険給付は、必要な場合には公的扶助を通じてコミューンの社会福祉当局から立替払されているが、こうした立替払は社会保険機関に移管され、社会サービスはこのような立替払から解放されるべきである。実際、社会保険給付の立替払としての公的扶助支給のケースがかなり多い。<sup>18)</sup>これが経済的援助をコミューンの責任から全国レベルの社会保険機関に移すべきであるとの第一の理由である。

第二の理由は第一の理由に関連しているが、公的扶助受給の伝統的な主原因が失業であることを考慮すると、社会保険の拡充により公的扶助を代替することが望ましいというものである。スウェーデンの失業保険は強制加入でなく、又政府が管掌するものでもない。しかし、加入率は高く公的な保険制度としての性格を備えている。更に労働市場補助金の制度があり、その給付額が低い為に公的扶助と併給している場合がある。こうしたことを考え合わせると、社会保険の拡充による公的扶助の代替という対応は、確かに一つの可能性である。

第三の理由は、コミューンの人的資源の大きな部分が既に公的扶助に投入されていて、公的扶助部分が更に増大すれば他の社会サービスの運営に悪影響を及ぼすということである。費用の側面から見ても、前述

のようにコミュニーの社会福祉的支出に対する公的扶助費の比率が、1割近くかそれ以上のコミュニーが9つもあることは、公的扶助の制度がコミュニーの社会福祉財政の負担になっているとも考えられる。

最後に第四の理由は、社会サービスの枠内で経済援助とケア及びリハビリテーションの資源を結び付けることが良くない結果を生むという批判である。これは社会福祉の歴史が低所得者対策から普遍的サービスへと転換して来た流れを、一層明確化しようとの考え方である。

更に、社会福祉審議会の最終報告には書かれていないが、おそらく社会保険補足は公的扶助制度にまつわる屈辱感を拭い去るのに有効であると思われる。

これらの理由により社会福祉審議会の最終報告は、公的扶助制度の代わりに社会保険補足制度の導入を提案した。しかし、現実には主として国民経済の困難や財政危機による財政難を理由に、その制度は未だに立法化されていない。

## むすび

以上、第I部に於いてスウェーデンの公的扶助制度に関する法制・行政機構とその具体的実施状況を、第II部に於いて公的扶助受給者（世帯）の数、構成、受給期間、及び費用等を検討して来たが、それら全体を通して言えることは、同国に於いて公的扶助制度が持つ意義や役割と、我が国に於いて公的扶助制度が持つ意味とは全く異なっているということである。公的扶助制度と

は元来ベヴァリッジが想定したように、他の所得保障制度—社会保険給付及び各種手当—や医療保障制度が、国民を生活上の障害や不安から充分に守り得る安全網として機能していることを前提に、例外的な事態に対し臨時的に最低生活の為の費用を保障するものである。勿論、社会保障制度全体が完全雇用と最低賃金を基盤とし、その上に築かれるものであることは言を待たない。

スウェーデンの場合には、公的扶助制度がまさにこうした性格を備えている。第一に、基礎年金及び付加年金による二階建の公的年金制度は、高齢者、障害者、及び遺族に対する十分な生活保障の安全網である。前述のように、基礎年金だけあるいは小額の付加年金の者には割増年金が支給されるが、それ以前に基礎年金自体に各種加算や手当がつけられる。先ず、年金受給者の妻でどの年金も受給していない場合の配偶者加算がある。次に、16歳以下の子供を持つ年金受給者への児童加算もある。自立出来ず常に他人の介護を要し、その必要性が65歳以前に生じた年金受給者には障害加算がつく。盲目等の身体障害で稼働活動が制約されているのに、国民年金法による年金を受給出来ない者への障害補償給付や、16歳以下で在宅の身体障害児の為に、相当期間に亘ってかなりの看護と世話をする親への児童看護加算もある。この他にコミュニーが年金受給者に支給する住宅手当も加わる。

第二に、疾病による労働不能者には失われた勤労収入への補償として稼働時収入の90%が傷病手当の形で支給される。尚、アルコール・麻薬依存症者が社会復帰施設で

訓練している場合にも、傷病手当金は支給される。又、傷病手当との関連で言えば、出産による労働不能への所得の補償は、(両)親手当として支給されている。

第三に、医療保障の充実については注6で述べているので繰り返さない。

最後に、母子家庭や多子家庭の場合には、生計費立替払制度(児童扶養手当)、児童手当または勉学手当と住宅手当の組み合わせによって、かなりの給付水準が保障されるが、特に母子家庭の場合には保育所の待機期間中や、パート・タイム労働による収入不足の為に公的扶助を受給することが多いように思われる。従って、母子家庭の母親の就労を促進・充実することが必要なものであり、所得保障制度側の問題ではないように思われる。

このように見て来ると、最終的には一般の失業者、移民、及び母子家庭の母親が問題であり、潜在的には稼働能力がありながら、国民経済あるいは特定産業・特定地域の状況、言語を含む教育の不足、及び就労に於ける男女格差や育児の為に就労出来ず、その結果として公的扶助を短期間受給するという結果になっている。簡単に言えば、スウェーデンの公的扶助制度は able-bodied poor あるいは workable poor の為のものである。失業保険とその補足制度としての労働市場補助金の問題については既に触れたが、この意味で失業保険の充実と、雇用政策を含む経済政策こそが基本的な対策であると思われる。

これに対して日本の公的扶助制度は、傷病・障害世帯—特に精神障害者—と老齢世

帯との受給ケースが多く、基本的には non-able-bodied あるいは non-workable の為のものである。この点がスウェーデンに於ける公的扶助制度とは決定的に異なっている。同国から学ぶものがあるとすれば、自立が無理なこれらの受給者には、むしろ他の所得保障制度の整備や医療保障の充実の方がより重要だということである。但し近年では年金給付水準の上昇もあり、老齢世帯の受給率の減少傾向が見られ、又、他方で母子世帯の受給ケースの増大が一時目立っていた。

従って両国の公的扶助受給層に共通点があるとすれば、それは母子世帯であり、他の国に比し様々な側面で男女格差の少ないスウェーデンに於いてさえ、短期間受給とはいえ母子世帯の受給率が極めて高いことを考えれば、日本に於ける母子世帯受給問題が簡単に片付くものでないことを銘記すべきである。

#### [付 記]

本稿執筆の契機となった千葉県社会部厚生課の公的扶助研究調査委員会への参加に当たり、又研究調査期間中にスウェーデン社会研究所顧問小野寺百合子氏より多くのご助言、ご教示及びご協力を頂きました。記して感謝いたします。但し、あり得べき誤りについては、すべて筆者の責任であることを付け加えます。

注

- 17) この機会に、掲載中に受けた質問の内、主なものについて以下二つの注で答えておきたい。先ず公的扶助受給世帯数は、年間を通ずる実世帯数である。即ち、ある世帯が年間に1度しか受給しなくとも、継続して何度もあるいは間をおいて何度受給しても、1世帯と算えられる。
- 18) スウェーデンにおける公的扶助受給率が高い割合に、公的扶助費の対GDP比が低い理由は、社会庁公的扶助担当官 Mr. B. Bagger-Sjöbäck 氏からのヒヤリングをも併せて考えると、基本的には次の二つであるように思われる。(i) 全受給者の平均受給期間に示されているように、各受給者の受給期間が短い。(ii) 実際に公的扶助を受給する者の中、ここで述べられているような社会保険給付の立替払を支給されている者がかなりいる。

参考文献

- 1) 城戸喜子「スウェーデン社会福祉政策の目標と手段」季刊社会保障研究13巻1号, 1977年6月。
- 2) 保健・社会省国際文書課(小野寺百合子訳)「社会サービス及び社会保険補給給付」, スウェーデン社会研究所, 1979年3月。
- 3) Ministry of Health and Social Affairs, International Secretariat, *Social Services Act*, November 1981.
- 4) 坂田仁「スウェーデンの社会福祉新立法」家庭裁判所月報33巻11号。
- 5) 国際社会福祉協議会日本国委員会「欧米の障害者対策法制の概要」第5章スウェーデンIII社会サービス法について
- 6) 小野寺百合子「スウェーデンの新しい社会サービス法」, 海外社会保障情報No.72, September 1985.
- 7) Åke Elmér, *Svensk socialpolitik*, Liber Läromedel, 1983, chs. 6, 7 Socialbidrag (小野寺百合子氏の仮訳による。)
- 8) Åke Elmér, *Svensk socialpolitik*, Liber Läromedel 1975.
- 9) Allmänna råd från Socialstyrelsen 1985: 1, *Socialbidrag*.
- 10) SCB, *Statistisk Årsbok*, 各年。
- 11) スウェーデン社会研究所編「福祉社会スウェーデンの新しい動向」成文堂, 1979年。
- 12) 都倉栄二監修「幸せな社会を求めて」厚生問題研究会, 昭和54年。
- 13) スウェーデン社会研究所編「スウェーデンの社会政策」成文堂, 昭和56年。
- 14) J. ナセニウス・K. リッテル共著, 高須裕三・エイコ デューク訳「スウェーデンの社会政策」光生館, 1979年。
- 15) Swedish Institute, "Social Insurance in Sweden," 1984.
- 16) Swedish Institute, "The Health Care System in Sweden," 1984.
- 17) 梅田恒一「現地調査復命概要」1986年2月。
- 18) Stockholmskommun, USK, *Statistik om Stockholm skommun*, Rapport nr: s 1985: 12, Socialbidrag 1984.
- 19) Stockholms Socialförvaltning, Socialdistrikt 17 Kista, Administrativa byrån, *Verksamhetsprogram 1986 för Socialdistrikt 17*, 1985. 11. 19.
- 20) Walter Korpi, "Poverty, Social Assistance and Social Policy in Post-war Sweden," *Acta Sociologica* No. 1974: 2-3
- 21) J. Nasenius, "Swedish Social Policy in adverse Economic Climate," 未公開論文。
- 22) 一番ヶ瀬康子「スウェーデン福祉政策の展開と動向」社会政策学会第71回研究大会研究報告。
- 23) SCB, *Socialvården*, 各年。
- 24) Swedish Institute, *Swedish Labor Market Policy*, 1985.
- 25) Swedish Institute, *Labor Relations in Sweden*, 1985.
- 26) Swedish Institute, *Immigrants in Sweden*, 1985.
- 27) Swedish Institute, *Equality between Men and Women in Sweden*, 1985.
- 28) Socialstyrelsen, *Meddelandeblad*, Nr. 48/85.
- 29) SCB, *Allmanförsäkring*, 各年。
- 30) M. バッカード「スウェーデンの年金制度と退職選択」(1), 週刊社会保障, 昭和58年4月25日。
- 31) SCB, *Kommunernas finanser*, 1984.
- 32) OECD, *Integration of Women into the Economy*, 1985.
- 33) Malmö Socialförvaltning, *Socialbidrag*, Jan. 1985.
- 34) Malmö Socialförvaltning, *Populär Budget*, 1985.

- 35) National Housing Board, *Housing Allowance* 1985.
- 36) 横浜市企画財政局都市科学研究室「スウェーデンの社会福祉政策」, 昭和60年3月。
- 37) Swedish Institute, *Housing and Housing Policy in Sweden*, 1984.
- 38) Swedish Institute, *Alcohol and Drug Abuse in Sweden*, 1984.
- 39) Swedish Institute, *Drug Abuse and the Care of Addicts in Sweden*.
- 40) The National Swedish Board of Health and Welfare, *Health and Social Care for Alcoholics in Sweden—Problems and Future Prospects*, 1981.
- 41) Arbetsmarknadsstyrelsen, *Cash Unemployment Assistance*, August 1984.
- 42) Arbetsmarknadsstyrelsen, *The Swedish Labour Market 1984/85 & 1983/84*.
- 43) International Center of the Swedish Labour Movement, *The Swedish Labour Movement*.

## オーストラリアの老人施設視察見学記

カ丸のり子  
(品川総合福祉センター)

### はじめに

オーストラリアは大陸としては世界最小、島としては世界最大の、建国200年の若いくにであり、ヨーロッパの伝統と大自然が融合する国であり、コアラとカンガルーの国として知られている。

オーストラリアは六つの州と二つの特別地域から成っている州立政府で、各州に英国の女王を代表する総督がおり、独自の首相と議会をもつ国である。

赤道を中心に、ほぼ同じ距離に日本とオーストラリアは位置しており、その時間差は1時間、オーストラリアの方が早い。四季は北半球の日本と正反対で、日本が冬なら、オーストラリアは夏である。

1788年、英国の探検家キャプテン・クックによりオーストラリア大陸は発見され、ポタニー港（今日のシドニー）に最初の植民団が送り込まれた。以来ヨーロッパからの労働者移民を受け入れて作りあげた国で、今日では現住民のアボリジニは約30万人にすぎないといわれている。国の総面積は日本の22倍、人口は東京都の人口を多少上まわる約1,600万人位である。

生活水準は日本の平均的サラリーマンの

収入とそれ程の差はないが、食品が安いいため生活し易い。ただし人件費が高いため、細工もの等、人の手を加えたものについては高価である。労働に関しては、休息时间、休みはゆったりとるようで、祝日・休日等は、全ての商店・デパートは休業。地下鉄すらも止まるほどで、かろうじて観光客向けの店、免税店等が開店している位である。

広大な緑の大地、青い空とエメラルド色に輝く海、ゆったりと草を喰む羊、牛、馬。果てしなく続くユーカリの林。美しく手入れされた公園と町のそこここに立ち並ぶ教会の尖塔。そして陽気で解放的な、しかしアングリカンの誇りを湛えた大らかな人々。このオーストラリアにある福祉施設の視察旅行は、昨年6月、7日間にわたって行われ、施設職員等16名が参加した。

訪れた施設は、老人、障害者、幼児など、各各種別の異なった5つの施設であるが、紙面の都合上、最初の訪問先の老人施設をご紹介します。

### オーストラリアの老人の生活様式

さてオーストラリアでは、あらゆる世代

にわたって各々独立した生活を営むという意識が発達しており、子供たちと同居して老後を過ごすことはまれである。家族を愛し交流は密であるが、原則として別々に暮らすことを好む。夫婦の片方が亡くなったとしても、ひとりになった老人は福祉サービスを活用しながらひとりで暮らし、身体上の不安が生じた場合、いざというときに医療やケアサービスの備えのあるホステルや老人用アパートに移る。

オーストラリアの老人は自立心が旺盛で、親族による扶養に頼るよりも、経済的には年金を利用しながら社会的な援助を受け、自立生活をするを前提としている。またプライバシーを重んじ、集団生活を望まず、様々なタイプの自立生活施設が地域社会に用意され、老人自身が自分の好む生活様式を選択できるようになっている。

こうして作られた老人施設のタイプは、食堂やレクリエーション部分を他人と共有するホステル。住宅機能のすべてを内蔵させた小住宅の集団住宅。老人アパート及び家族同伴老人アパートなどがあり、これらは一般地域社会からかけ離れたものでなく、一般社会との交流をもち、普通の生活と変わらないように運営することを原則としているという。

また、施設利用の老人で個人的介護サービス（食事づくり、入浴、衣服着脱、洗濯、清掃等）が必要な場合、これらのサービスを行う公認団体は連邦政府に申請して、個人的介護の補助金を受けて、施設内サービスの拡充をはかっている。

その他給食サービスも盛んで、公認され

た地域の団体が、巡回車で老人のいる各戸に温かい食事を届けるサービスを実施している地域が多い、そのため連邦政府は給食補助金法を1970年に設定し、資金補助を出している。

またオーストラリアは「国民福祉のパイオニア」と呼ばれ、老齢年金をいち早く採用した国で、男子65歳、女子60歳になると受給できるが、定期収入がなく、その年齢に至るまでの間通算10年以上在豪の者に与えられる無拠出の年金である。移民、その他国際的な移動の激しいお国柄を反映しているわけで、定着型のわが国に比べると珍らしい。

以上のことを念頭におきながら、シドニーにある民営の高齢者のための総合施設を見学することになった。

#### 地域の中の老人村：「アングリカン・リタイアメント・ビレッジ」

シドニーの中心街から車で1時間ほど走ったところに老人の総合施設、アングリカン・リタイアメント・ビレッジがある。広大な敷地、起伏の多い、そして緑豊かな中に様々な形の建物が点在している。

アングリカン・リタイアメント・ビレッジは、第二次世界大戦中、シドニーの英国国教会の大主教の妻ドロシー・A・モウル夫人が聖職者や教会の従業員たちの老後対策について考えたことから始まる。当時、長年教会に仕えた人々の中に多くの未亡人や独身の高齢者がおり、この人たちが安心して老後を送れる“教会退役者の村”づく



アングリカン・リタイアメント・ビレッジの利用料

住宅形態	入居時の費用	管理費(週)
セルフケアユニット (一戸建、自立生活を営んでいる)	単身者用 184~605万円	3,890~7,920円 含 各種保険、建物 設備メンテナンス料
	夫婦用 660~1,200万円	
ホステル (アパート形式、部分的なケアが希望に応じて受けられる)	単身者用 275~550万円	26,180円 含 ケア・サービス料
	夫婦用 407~770万円	

\* 自動車駐車料 週240~260円 1豪ドル120円で換算

りが構想され、それが今日のリタイアメント・ビレッジの芽をつくった。

1955年、夫人の考えに賛同したモウル大主教は英国国教会にホーム建設を起案。夫人が57年に死去したが、その意思を継いで建設の具体化と募金活動に力を注ぎ、翌58年、キャッスル・ヒルにある非常に見晴らしのよい土地47万㎡を購入することを決めた。その3日後モウル大主教も死去した。しかしその後モウル夫妻の意志をついだ多くの人々の手によって、1960年に最初のホームを完成、モウル夫妻に因んでモウル・メモリアル・ビレッジと名づけられ、5名が入居、1名の寮母が配属されて、食事、掃除などの世話を始めた。これがアングリカン・リタイアメント・ビレッジの基礎となったのである。

やがて、次第に施設は拡大され、様々なホステルやナーシングホーム等が建設され、教会はもとより生活に必要なあらゆる施設が付設され、現在では17のビレッジと5つのナーシングホームがあり、約3,500人の老人たちが生活しており、ソーシャルワーカー、看護婦、事務員、給食その他の職員、そしてチャプレン(牧師)等900人のスタッフが働く巨大な施設群をつくっている。

#### 4種類の老人の家とサービスシステム

しかし、というよりも、にもかかわらずといった方がよいかも知れないが、オーストラリアでも老人の問題は深刻である。退役後の人生こそ最もすばらしいものでありたい。それには身体、感情、社会的要求、すべてが充足される環境が整えられ、落ち着いて安心できる生活がしたい。自由と独立と満足が与えられる豊かな老後をとという老人たちのニーズに応えなければならない。施設サービスが単一であってはならないわけである。

リタイアメント・ビレッジはこうしたことをふまえて、残された人生のために必要なケアをしながら、老人のもつあらゆる可能性を生かすチャンスを与えることを目標にしていた。そしてサービスが単一にならないためにも、次の4つのタイプの住居とサービスを提供していた。ということは、わが国では数少ない有料老人ホームの形態をとるわけである。

“セルフケア・ユニット”は一戸建て住宅で、単身者用と夫婦用の二種類がある。個人が自由に家庭生活を営めるようにというものであり、料理、洗濯など家事のいっさいを自分たちで行い、電気代・水道代も自己負担する。ただし、補修と管理などはビレッジ側で行う様になっている。

“ホステル”はアパート形式の住居で、食事や洗濯など家事については、希望に応じて部分的なケアが受けられる。

“ナーシングホーム”は、身体が不自由で全面的なケアが必要になった老人のため

の施設で、日本の特別養護老人ホームにあたると思うが、夫婦のどちらかがそうなった場合でも、残された一方の人も一緒に生活できるよう配慮されており、わが国の“分類収容”の形とは格段の差であった。

それらの住居には冷蔵庫、カーテン、じゅうたんが備えられているが、家具は自分たちが永年使い慣れた愛着のあるものなど、好きなものが持ち込めるようになっており、カーテンなども自分の好みでとりかえることもできる。また入居者のすべてに対して小さな庭が与えられ、好きなように花など植えられていた。

ここで生活する人たちには希望によりシーツ等の洗濯、食事の仕事、その他家事労働のサービスが行われるシステムがある。また身体的に不自由な老人のため何から何までサービスが受けられる特別ケアサービスのシステム、社会復帰システムと称して、老人たちの制作した作品を施設のもつ流通機構によって販売し、その利益を老人たちに還元するシステムがある。コミュニケーション・システムではゲーム室の開放や文化講座、勉強会、手工芸指導、レストラン、バー、売店、教会、図書室などが設備され、自由な交流が行われていた。

### 入居資格と入居の費用

リタイアメント・ビレッジは英国国教会が経営しており、入居資格は男65歳、女60歳以上（夫婦の場合はどちらかが年齢に達していればよい）健康で日常の生活が自立し、人間的に特に問題がないことになって

いる。ただし入居後に健康を害してケアが必要になった場合には、前述のように部分的にケアサービスを受けることも、ナーシングホームに移ることも可能であるし、希望する限り終生ビレッジの住民であることも可能である。見学当時100歳以上の超高齢者が31名もいるということだった。

宗教は問わないが、入居後は英国国教会の慣習のもとに生活することに同意することが条件になっている。

入居時等の費用は別表のとおりで、分譲ではなく保証金という考えに近く、退所するときには滞在年数に応じたパーセンテージで払い戻されるが、一般にシドニーで家を持っている人が売却すると720万円くらいなので、一戸建てユニットの500～600万円はさほど高いとはいえない。一方、資産がなく支払いが困難な場合は免除されるが、30%近い人たちがこの措置を受けているという。

### ビレッジの情景

何しろ広大な敷地の中に様々な形の建物が点在し、全てを見学することが困難なので、リタイアメント・ビレッジの出発点となったモウル・メモリアル・ビレッジを中心に、ビレッジ所有のマイクロバスで見学が進められた。案内はミセス・オークウェルで、夫とともにこのビレッジに入居しているひとりである。ここでは元気であれば、希望に応じて入居もビレッジの中で働くこともでき、一般職員と同様給与が支払われる。

## 海外の動き

17のビレッジの中心に本部があり、そこではすべてコンピューターで情報処理がなされていた。本部を通過すると、緑のあいまにホステルが立ち並び、次いで1,800人の食事を用意しているという調理場が見えてきた。調理は各ビレッジの集中方式で行われ、各ホステルに運ばれたものをキッチンで専任の職員が配膳し、下膳、食器洗浄もそこで行うという。

マイクロバスから見る景色は、冬というのに緑あざやかな中に美しい花々が咲き乱れ、ときどき紅葉した木々が混じるが、花々の色合いは春のようで目をみはる美しさであった。そうした中に一戸建ての家やホステル、教会などが点在し、美しい調和をつくっている。

グランドでは白いユニフォームの老人たちがクリケットに興じていた。オーストラリアでは60歳以上の人々がスポーツをする時・白いユニフォームを着るのだという。バスの中の私たちに手を振ってあいさつしてくれた。

やがてナッフィールド・ビレッジと呼ばれるところに到着、150人が住むホステルに案内された。各ホステルにチャペル、売店、理容室、図書室、手工芸室などがあり、図書室には大活字本がずらりと並べられていた。

また各所に大きな掲示板があり、情報交換の大事な場所となっているようである。

食堂では常時紅茶とクッキーのサービスが受けられ、お茶を飲みながら楽しげに話合っているグループが何組かいた。私たちも案内のオークウェル夫人の紹介で話の仲

間に入れてもらった。

「ここは素晴らしい、そしてたのしい。退屈しない。」と満足げに語ってくれたし、「オーストラリアは素晴らしい国だ」と祖国を誇らしげに語り、日本からの客にねぎらいのことばをかけてくれるお婆さんたちだった。温かい大きな手とにこやかな笑顔、そして明るい表情がすばらしかった。

他の施設でもそうであったが、ここでもプライバシーはかたく守られ、写真撮影も自由にできなかったし、居室を見せていただくことも難しかった。しかし一緒にお茶のみ話しをした老婦人のひとりが、「よろしかったら私の部屋をどうぞ」と快く引き受けてくれ、特別に彼女の部屋をみせていただくことになった。

それはホステルの中にある2DKで、小さなバスルームとベランダがついており、部屋はきちんと片づけられていた。壁に面してドレッサーが置いてあり、そこには家族の写真が飾られ、小型のサイドボードには、きれいな食器が形良く並び、その間に小物や絵が飾られていた。ベッドルームも整頓され、ピンクのベッドカバーは若い女の子の部屋を思わせる可愛らしい雰囲気を整えられていた。無駄なものはひとつもなく、ひとつひとつのインテリアに心配りがうかがわれ、居住者の人柄がうかがわれた。

家族、友人等の面会は割りに頻繁に行われ、共に食事をすることもでき、宿泊の設備も整っている。ビレッジ内は15分おきに巡回バスが走り、さらに市内を走る路線バスも乗り入れており、自由に外出ができ、交通の便には恵まれている。

あっという間に1時間が過ぎた。ほんの一部しか見ることができなかったが、老人たちの明るい、生き生きとした表情と、目のさめるような自然の色彩り、そして館内に飾られた額絵、花々が強い印象として残った。

最後に、案内のオークウェルさんに入居の動機をたずねるところ話してくれた。

「私たち夫婦がこのビレッジに入るようになった動機は、退職後の人生を豊かに過ごしたいからでした。私たちには娘と二人の息子がおり、子どもたちを何者にもまさって愛しており、彼らも私どもを愛しています。息子たちのどちらかと一緒に暮らすことも可能でしたが、そうすると孫の世話やその他の仕事が課せられ、自分たちの自由な時間が失われてしまいます。それに自分たちが年をとって身体が不自由になったとき、今度は子どもたちが自分たちのケアをすることになり、彼らの自由を束縛することになります。お互いが束縛されないため、私たちは自分たちの生活を大事にするため、このビレッジに入居することを選んだのです。

ここではそれぞれの役割りや仕事もあり、しかもプライバシーも守られ快適な暮らしをしています。オーストラリアの老人は子どもに依存することを好まないし、独立心旺盛で自らの生活を大事にします。私もこの生活を選んでよかったと思います。」

オークウェル夫人のことばの中に、オーストラリア人の生き方がうかがわれる。

## 終わりに

私たちの見学した施設は、以上のように健康な老人のための住宅からケアサービス付きの集合住宅、そして介護の必要になった老人のためのナースングホームと、一環した総合的な老人施設である。そこに住む老人たちのきちんとした身だしなみと、明るい笑顔が印象的だった。

さて、オーストラリアはオセオニアにおいて、経済と福祉が最もバランスある調和をもって発展してきた国であると言われている。また、所得保障だけではみだされない老人や障害者のトータルなニーズに応えるため、住宅や近隣の生活空間を含めて、生活圏から障害を取り除くよう物理的な面での取り組みもなされている。そしてできる限り、老人も障害者も、自らの能力を最大限に生かす場を地域社会の中に求めている。

しかし、現在オーストラリアには、現代工業化社会の進展において、その技術革新についていけなかった原住民や移民、更に一般労働者間におきている失業問題など、そのかかえている問題も大きいと聞いている。

夜空にくっきりと刻まれた南十字星と星空の大パノラマ、広々とした牧場と高い空、数多くある公園、まっ白な砂浜とサーフィンを楽しむ若者たち……。研修のあい間にみるオーストラリアはのどやかで美しい。

一日の勤務<sup>つとめ</sup>を終え、太陽が水平線から姿を消した頃、残光を浴びた小さな波とともに、ペンギンの群れが波打ちぎわに立ち上

## 海外の動き

がり、巢に向かって可愛いパレードが始まる。道の両側に群れを驚かせまいと、道をあけてじっとかたずをのんで見守る人々の優しい目。また動物園ではぬいぐるみのようなコアラを、大事にそっと抱くときのやわらかな表情。旅行中で最もやさしいたわりにみち、ふと心なごむ情景でもあった。こうしてオーストラリアの旅を終えたが、

異なった文化、そしてその文化の生み出した施設を訪れることによって多くの発見をした。今後は日本の福祉の立場にかえて考えてみたいと思う。新しいことを知るだけでなく、知ることによってさらに自分に返ってきた問題を認識でき、有意義な旅だったとおもう。

## 海外社会保障関係文献目録

1986年10月～12月 社会保障研究所図書室受入分

### 社会保障・社会政策一般

- Bates, Frank  
Lessons from the present challenges for Family Law and Social Security Law in Australia. *J. of Soc. Welfare Law* Jan. 1986, p.267-80.
- Beau, Pascal: Beau, Roger  
Lexique de la protection sociale. Paris, Dalloz, 1986. viii, 311p. 18cm.
- Borowczyk, Ewa  
State social policy in favour of the family in East European countries. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(2) 1986, p.164-82.
- Bryson, Lois: Mowbray, Martin  
Who cares? Social security, family policy and women. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(2) 1986, p.183-200.
- Burtless, Gary  
Social security, unanticipated benefit increases, and the timing of retirement. *Rev. of Econ. Studies* 53(5) #176 Oct. 1986, p.781-805.
- Carrier, John: Kendall, Ian  
Categories, categorizations and the political economy of welfare. *J. of Soc. Poli.* 15(3) July 1986, p.315-35.
- Cayla, Jean-Simon  
Rapport sur les activités du Haut Comité médical de la Sécurité sociale pendant l'année 1985. *Rev. franç. des Affaires soc.* 40(2) avril-juin 1986, p.87-97.
- Devine, Joel A.: Canak, William  
Redistribution in a bifurcated welfare state: quintile shares and the U.S. case. *Soc. Problems* 33(5) June 1986, p.391-406.
- Dye, Ronald A.: Antle, Rick  
Cost-minimizing welfare programs. *J. of Pub. Econ.* 30(2) July 1986, p.259-65.
- Gordon, Paul  
Racism and social security. *Crit. Soc. Poli.* (17) Autumn 1986, p.22-40.
- Gourley, John B.  
Current issues in old-age protection in New Zealand. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(2) 1986, p.201-15.
- Gt. Brit. Secretary of State for Social Services  
Reform of social security: programme for action. London, HMSO, 1985. 53p. 30cm. Cmnd 9691.
- Karni, Edi: Zilcha, Itzhak  
Welfare and comparative statics implications of fair social security: a steady-state analysis. *J. of Pub. Econ.* 29(2) Mar. 1986, p.341-57.
- Kolberg, J.  
Le rôle de la sécurité sociale en période de difficultés économiques dans les pays à régimes universels, principalement. *Rev. belge de Séc. soc.* 27(11-12) nov.-dec. 1985, p.931-99.
- Leveque, Dominique  
L'avenir de la protection sociale: la réponse des jeunes. *Rev. franç. des Affaires soc.* 40(2) avril-juin 1986, p.71-76.
- Massot, Jean  
Prestations familiales, conditions de ressources et principes généraux du droit. *Droit soc.* (9/10) sept.-oct. 1986, p.725-33.

- Mesa-Lago, Carmelo  
Comparative study of the development of social security in Latin America. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(2) 1986, p.127-52.
- Meyer, Klaus  
Stabilisierung auf hohem Niveau (Sozialbericht). *Bundesarbeitsblatt* (9) Sept. 1986, p.5-10.
- Moitrier, Jean  
40e anniversaire de la Sécurité sociale: l'envers du décor. *Droit soc.* (9/10) sept.-oct. 1986, p.721-24.
- Mouly, Jean  
Where social welfare and economic meet. *Internat. Labour Rev.* 125(3) May-June 1986, p.329-48.
- Oyen, Else ed.  
Comparing welfare states and their futures. Aldershot, Gower, 1986. viii, 246p. 23cm. Studies in soc. poli. & welfare 24.
- Ozawa, Martha N.  
Eine kritische Betrachtung der derzeitigen Sozialpolitik in den USA. *Nachrichten Dienst* 66(11) Nov. 1986, p.443-51.
- Petchey, Roland  
The Griffiths reorganisation of the National Health Service: Fowlerism by stealth? *Crit. Soc. Poli.* (17) Autumn 1986, p.87-101.
- Plaschke, Jürgen  
Die sozialpolitische Entwicklung im ersten Halbjahr 1986. *Nachrichten Dienst* 66(8) Aug. 1986, p.309-15.
- Plaschke, Jürgen  
Sozialpolitik in der DDR 1985. *Nachrichten Dienst* 66(11) Nov. 1986, p.435-37.
- Reischauer, Robert D.  
The prospects for welfare reform. *Public Welfare* 44(4) Fall 1986, p.4-11.
- Ricketts, Jean Marie  
Worldwide trends and developments in social security. 1983-85. *Soc. Sec. Bull.* 49(9) Sept. 1986, p.5-11.
- Ross, Mary; Hayes, Carol  
Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985. *Soc. Sec. Bull.* 49(8) Aug. 1986, p.22-31.
- Scrivens, Ellie  
Information technology and social policy. *Soc. Poli. & Admin.* 20(2) Sumr. 1986, p.117-24.
- US. Dept. of HHS. Social Security Administration  
Social security handbook 1986 9th ed. Washington, DC, 1986. v, 456p. 23cm.
- US. Dept. of HHS. Social Security Administration  
Social security programs throughout the world 1985. Washington, DC, 1986. xxxii, 285p. 31cm. Research report #60
- Vianes, André  
Vers l'émergence du nouvel usager de la protection sociale? *Rev. franç. des Affaires soc.* 40(2) avril-juin 1986, p.77-86.
- Walker, Carol  
Reforming supplementary benefit: the impact on claimants. *Soc. Poli. & Admin.* 20(2) Sumr. 1986, p.91-102.
- Wolf, Douglas; Greenberg, David  
The dynamics of welfare fraud. *J. of Human Resources* 21(4) Fall 1986, p.437-55.
- 社会保険
- Allen, Steven G.; Clark, Robert L.  
Unions, pension wealth, and age-compensation profiles. *Indust. & Lab. Rel. Rev.* 39(4) July 1986, p.502-17.

- Ballantyne, Harry C.  
Actuarial status of the OASI and DI trust funds. *Soc. Sec. Bull.* 49(7) July 1986, p.5-9.
- Butler, Alan  
Housing and the elderly in Europe. *Soc. Poli. & Admin.* 20(2) Sumr. 1986, p.136-52.
- Dornbusch, Hans-L.  
Voraussichtliche Entwicklung der Rentenfinanzen bis zum Ende des Jahrhunderts. *Arbeit & Sozialpolitik* 40(8) Aug. 1986, p.250-51.
- England, William L.  
Setting health maintenance organization capitation rates for medicaid in Wisconsin. *Health Care Financing Rev.* 7(4) Summer 1986, p.67-73.
- Frumkin, Robert N.  
Health insurance trends in cost control and coverage. *Mthly. Lab. Rev.* 109(9) Sep. 1986, p.3-8
- Gray, Barbara  
Status and Stereotypes: past and present social attitudes to old people in Western society. *Soc. Poli. & Admin.* 20(2) Sumr. 1986, p.153-68.
- Grounin, Micheline  
Le régime de retraite des cadres demain et l'assurance par capitalisation. *Droit soc.* (11) nov. 1986, p.807-16.
- Halpern, Janice; Hausman, Jerry A.  
Choice under uncertainty: a model of applications for the Social Security Disability Insurance program. *J. of Pub. Econ.* 31(2) Nov. 1986, p.131-61.
- Henderson, Charles Richmond  
Industrial insurance in the United States. Chicago, Univ. of Chicago Pr, 1909. viii, 429p. 24cm.
- Jones, Stephen R.G.  
Unemployment insurance and involuntary unemployment: the case of adverse selection. *J. of Pub. Econ.* 29(2) Mar. 1986, p.317-28.
- Kasper, Judith D.  
Health status and utilization: differences by medicaid coverage and income. *Health Care Financing Rev.* 7(4) Summer 1986, p.1-17.
- Klanberg, Frank  
Eine neue soziale Grundsicherung? Zu einigen implikationen der Grundrenten- und Grundeinkommensdiskussion. *Nachrichten Dienst* 66(11) Nov. 1986, p.437-43.
- Klees, Barbara; Warfield, Carter  
Actuarial status of the HI and SMI trust funds. *Soc. Sec. Bull.* 49(7) July 1986, p.10-18.
- Korea Medical Insurance Corporation  
Medical insurance statistical yearbook '85 7th. Seoul, 1986, 383p. ill. 27cm.
- Lewis, Richard  
Accidents whilst travelling and the limits of compensation for industrial injury. *J. of Soc. Welfare Law* July 1986, p.193-206.
- Neuhaus, Rolf  
Sozialstaatskrise und Dezentralisierungstendenzen in der Gesundheits- und Sozialpolitik. *Soz. Fortschritt* 35(8) Aug. 1986, p.176-79.
- Recht, Georg  
Realer Kaufkraftzuwachs (Rentenanpassung 1986). *Bundesarbeitsblatt* (9) sept. 1986, p.11-13.
- Snyder, Donald C.  
Pension status of recently retired workers on their longest job: findings from the New Beneficiary Survey. *Soc. Sec. Bull.* 49(8) Aug. 1986, p.5-21.



- Verbon, Harrie A.A.  
Altruism, political power and public pensions. *Kyklos* 39(3) 1986, p.343-58.
- Weber, Axel  
Der Einfluss der Arbeitszeitpolitik auf die Finanzgrundlage der gesetzlichen Krankenversicherung. *Soz. Fortschritt* 35(9) Sept. 1986, p.213-16.
- Yaniv, Gideon  
Fraudulent collection of unemployment benefits: a theoretical analysis with reference to income tax evasion. *J. of Pub. Econ.* 30(3) Aug. 1986, p.369-83.
- 社会福祉
- Ambulante ärztlich-therapeutische Behandlung alter Heimbewohner: Kurzfassung der Überlegungen der BAGFW. *Nachrichten Dienst* 66(10) Okt. 1986, p.369-76.
- Brilliant Eleanor L.  
Social work leadership: a missing ingredient? *Soc. Work* 31(5) Sep.-Oct. 1986, p. 325-31.
- Cohen, Neil A.  
Quality of care for youths in group homes. *Child Welfare* 65(5) Sep./Oct. 1986. p.481-94.
- Entwurf eines Gesetzes zur Absicherung des Pflegerisikos. *Nachrichten Dienst* 66(11) Nov. 1986, p.419-29.
- Igl, Gerhard  
Bemerkungen zu einer Neuordnung der Sicherung bei Pflegebedürftigkeit. *Soz. Fortschritt* 35(9) Sept. 1986, p.193-202.
- Ingleby, Richard  
The clean break-allusions to illusions and the welfare of the child. *J. of Soc. Welfare Law* Sep. 1986, p.257-66.
- Jansson, Bruce S.: Simmons, June  
The survival of social work units in host organizations. *Soc. Work* 31(5) Sep.-Oct. 1986, p.339-43.
- Japanese National Committee, Internat Council on Social Welfare  
Social welfare services in Japan 1986. Tokyo, Japanese National Committee 158p. 30cm.
- Kreft, Dieter et al.  
Sozialpädagogische Familienhilfe: Entwicklung, Bestandsaufnahme, Perspektiven, Modelle, Standards. *Nachrichten Dienst* 66(10) Okt. 1986, p.389-97.
- Kuper, Bernd-Otto  
Sozialpolitische Verwirrung um eine neue Pflegekostenregelung (Abhandlungen). *Nachrichten Dienst* 66(9) Sept. 1986, p.349-54.
- Pine, Barbara A.  
Child welfare reform and the political process. *Soc. Ser. Rev.* 60(3) Sept. 1986, p.339-59.
- Potuchek, Jean L.  
The context of social service funding: the funding relationship. *Soc. Ser. Rev.* 60(3) Sept. 1986, p.421-36.
- Probleme bei der Gewahrung von Zuwendungen im sozialen Bereich und Überlegungen zu ihrer Verbesserung (Aus der sozialen Welt). *Nachrichten Dienst* 66(9) Sept. 1986, p.337-47.
- Robins, Philip K.  
Child support, welfare dependency, and poverty. *Amer. Econ. Rev.* 76(4) Sept. 1986, p.768-88.

- Röhrig, Peter: Braun, Diplom-Soziologe  
Joachim  
IKOS-Informations- und Kontaktstellen für  
Mitarbeit und Selbsthilfe als Element einer  
Selbsthilfe unterstützenden Sozial- und  
Gesundheitspolitik in Kommunen. *Nach-  
richten Dienst* 66(8) Aug. 1986, p.323-28.
- Salamon, Lester M.  
Government and the voluntary sector in an  
era of retrenchment: the American ex-  
perience. *J. of Pub. Pol.* 6(1) Jan.-Mar.  
1986, p.1-19.
- Schuerman, John R.: Vogel Lynn Harold  
Computer support of placement planning:  
the use of expert systems in child welfare.  
*Child Welfare* 65(6) Nov./Dec. 1986, p.531-  
43.
- Schwerbehinderte 1985.  
*Wirtschaft & Statistik* 9/1986, p.755-59.
- Slater, Mary A.: Wikler, Lynn  
'Normalized' family resources for families  
with a developmentally disabled child.  
*Soc. Work* 31(5) Sep.-Oct. 1986, p.385-90.
- Specht, Harry: Specht, Riva  
Social work assessment: route to client-  
hood-part I. *Soc. Casework* 67(9) Nov.  
1986, p.525-32.
- Specht, Harry: Specht, Riva  
Social work assessment: route to client-  
hood-part II. *Soc. Casework* 67(10) Dec.  
1986, p.587-93.
- Thomas, Terry  
The exchange of information between the  
police and social services departments. *J. of  
Soc. Welfare Law* July 1986, p.215-25.
- Trattner, Walter I. ed.  
Biographical dictionary of social welfare  
in America. New York, Greenwood Press,  
1986. xiv, 897p. 25cm.
- US. Dept. of HHS. Social Security Administra-  
tion  
Characteristics of state plans for aid to  
families with dependent children under the  
Social Security Act 1986 ed. Washington,  
DC, 1986? xix, 344p. 30cm.
- US. Dept. of HHS. Social Security Administra-  
tion  
Research tables based on characteristics of  
state plans for aid to families with depend-  
ent children 1986 ed. Washington, DC,  
1986? 96p. 30cm.
- Yeon, Ha-cheong  
Social welfare policies in the Republic of  
Korea. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(2) 1986,  
p.153-63.
- 高齡者問題
- Anderson, Kathryn H. et al.  
Do retirement dreams come true?: the  
effect of unanticipated events on retire-  
ment plans. *Indust. & Lab. Rel. Rev.* 39(4)  
July 1986, p.518-26.
- Estes, Carroll L.  
The politics of ageing in America. *Ageing &  
Soc.* 6(2) June 1986, p.121-34.
- Gaullier, Xavier  
Quel avenir pour le maintien à domicile des  
personnes âgées? *Rev. franç. des Affaires  
soc.* 40(2) avril-juin 1986, p.9-31.
- Goss, Ernst P.: Paul, Chris  
Age and work experience in the decision to  
migrate. *J. of Human Resources* 21(3)  
Summer 1986, p. 397-405.
- Kilty, Keith M.: Behling John H.  
Retirement financial planning among  
professional workers. *Gerontologist* 26(5)  
Oct. 1986, p.525-30.

- Sudstrom, Gerd  
Family and state: recent trends in the care of the aged in Sweden. *Ageing & Soc.* 6(2) Jun. 1986, p.169-96.
- 保健・医療
- Altenstetter, Christa  
Reimbursement policy of hospitals in the Federal Republic of Germany. *Internat. J. of Health Planning & Management* 1(3) Apr.-June 1986, p.189-211.
- Ausgaben für Gesundheit 1984.  
*Wirtschaft & Statistik* 9/1986, p.748-54.
- Dahlgren, Göran: Diderichsen, Finn  
Strategies for equity in health: report from Sweden. *Internat. J. of Health Services* 16(4) 1986, p.517-37.
- Deweese, Donald N.: Daniels, Ronald J.  
The cost of protecting occupational health: the asbestos case. *J. of Human Resources* 21(3) Summer 1986, p.381-96.
- Feldman, Roger: Dowd, Bryan  
Is there a competitive market for hospital services? *J. of Health Econ.* 5(3) Sept. 1986, p.277-92.
- Fry, John: Stephen, W. John  
Primary health care in the United Kingdom. *Internat. J. of Health Services* 16(4) 1986, p.485-95.
- Ginsburg, Paul B.: Carter, Grace M.  
Medicare case-mix index increase. *Health Care Financing Rev.* 7(4) Summer 1986, p.51-65.
- Hart, Nicky  
Inequalities in health: the individual versus the environment. *J. of the Royal Statist. Soc. ser. A* 149(3) 1986, p.228-46.
- Kulys, Regina: Davis, Sister M. Adrian  
An analysis of social services in hospices. *Soc. Work* 31(6) Nov.-Dec. 1986, p.448-56.
- Lee, Kenneth: Ikegami, Naoki  
Allocating health resources. *Soc. Poli. & Admin.* 20(2) Sumr. 1986, p.103-16.
- Lindsey, Phoebe A.: Newhouse, Joseph P.  
Summary of a conference on national health expenditures accounting. *Health Care Financing Rev.* 7(4) Summer 1986, p.87-96.
- Long, Stephen H. et al.  
Reimbursement and access to physicians' services under medicaid. *J. of Health Econ.* 5(3) Sept. 1986, p.235-51.
- Lorenz, Frederick O.  
How social service agencies react to uncertainty: budget cuts need not curb creativity. *Social. & Soc. Res.* 71(1) Oct. 1986, p.29-30.
- Lubitz, James: Pine, Penelope  
Health care use by medicare's disabled enrollees. *Health Care Financing Rev.* 7(4) Summer 1986, p.19-31.
- Martin, Michael  
The myth of pervasive mental illness among the homeless. *Soc. Problems* 33(5) June 1986, p.407-23.
- Mohan, John  
Private medical care and the British Conservative Government: what price in dependence? *J. of Soc. Poli.* 15(3) July 1986, p.337-60.
- Mullins, Larry C.  
Health and social care for elderly people in Sweden: implications for policy in the United States. *Ageing & Soc.* 6(2) Jun. 1986, p.197-207.

- National Institute of Mental Health Conference on Economics and Mental Health Papers from the NIMH Conference on Economics and Mental Health. *J. of Human Resources* 21(3) Summer 1986, p.289-379.
- Potvin, Louise: Champagne, Francois  
Utilization of administrative files in health research. *Soc. Ind. Res.* 18(4) Nov. 1986, p.409-23.
- Puffer, Frank  
Access to primary health care: a comparison of the US and the UK. *J. of Soc. Poli.* 15(3) July 1986, p.293-313.
- Sass, Robert  
Workplace health and safety: report from Canada. *Internat. J. of Health Services* 16(4) 1986, p.565-82.
- Schutz, Harald  
Krankenhauser 1984. *Wirtschaft & Statistik* 3/1986, p.625-28.
- Sunga, Preetom S.: Swinamer, Janet L.  
Health care accounts-a conceptual framework and an illustrative example. *Rev. of Income & Wealth* 32(3) Sept. 1986, p.277-98.
- Wagstaff, Adam  
The demand for health: some new empirical evidence. *J. of Health Econ.* 5(3) Sept. 1986, p.195-233.
- Werff, Albert van der  
Planning and management for health in periods of economic stringency and instability: a contingency approach. *Internat. J. of Health Planning & Management* 1(3) Apr.-June 1986, p227-40.
- 貧困問題
- Brunner, Ronald D.  
Case-wise policy information systems: redefining poverty. *Pol. Sci.* 19(2) Sep. 1986, p.201-23.
- Danziger, Sheldon H.: Weinberg, Daniel H. ed.  
Fighting poverty: what works and what doesn't. Cambridge, Harvard UP, 1986. viii, 418p. 25cm.
- McCarthy, Michael  
Campaigning for the poor: CPAG and the politics of welfare. London, C.Helm, c1986. 375p. 23cm.
- Thompson, Michael: Wildavsky, Aaron  
A poverty of distinction: from economic homogeneity to cultural heterogeneity in the classification of poor people. *Pol. Sci.* 19(2) Sep. 1986, p.163-99.
- 雇用と失業
- Danziger, Sheldon: Gottschalk, Peter  
Work, poverty, and the working poor: a multifaceted problem. *Mthly. Lab. Rev.* 109(9) Sep. 1986, p.17-21.
- Fogel, Walter A.  
The Equal Pay Act: implications for comparable worth. New York Praeger, 1984. ix, 127p. 25cm.
- Gough, Sean  
The International Labour Organisation. *Employment Gazette* 94(9) Oct. 1986, p.409-15.
- Hughes, Peter R.: Hutchinson, Gillian  
The changing picture of male unemployment in Great Britain 1972-1981. *Oxford Bull. of Econ. & Statist.* 48(4) Nov. 1986, p.309-30.

Kahne, Hilda

Reconceiving part-time work: new perspectives for older workers & women. Totowa, NJ, Rowman & Allanheld, 1986, xv, 180p. 25cm.

Kulozik, Ehrenfried

Die Aussagefähigkeit der Arbeitslosenquote. *Soz. Fortschritt* 35(10) Okt. 1986, p.220-22.

Lerch, Volkswirt Wolfgang

Arbeitsmarktpolitik aus der Sicht der Bundesländer. *Soz. Fortschritt* 35(10) Okt. 1986, p.222-29.

Massnahmen zur Bekämpfung (Jugendarbeitslosigkeit). *Bundesarbeitsblatt* (10) Okt. 1986, p.13-19.

Nolan, Brian

Unemployment and the size distribution of income. *Economica* 53(212) Nov. 1986, p.421-45.

O'Rand, Angela M.: MacLean Vicky M.

Labor market, pension rule structure and retirement benefit promise for long-term employees. *Soc. Forces* 65(1) Sept. 1986, p.224-40.

Standing, Guy

Labour flexibility and older worker marginalisation: the need for a new strategy. *Internat. Labour Rev.* 125(3) May-June 1986, p.329-48.